

令和3年度第1回（第35回）魚沼市地域公共交通協議会 次第

令和3年6月28日(月)午後1時30分
魚沼市役所本庁舎3階「303会議室」

1. 開 会

2. 開会あいさつ

3. 報 告

- 1) (資料No.1) 令和2年度魚沼市乗合タクシーの運行実績について
- 2) (資料No.2) 令和2年度入広瀬コミュニティバスの運行実績について
- 3) その他

4. 議 事

- 1) (資料No.3) 令和2年度協議会事業報告及び決算について
- 2) (資料No.4) 生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統）（案）について
- 3) その他

5. その他

6. 閉 会

令和3年度 魚沼市地域公共交通協議会委員名簿

(令和3年5月31日現在)

(敬称略)

No.	区 分	所 属 等	氏 名	備考	
1	法第6条第2項第1号の委員 (市町村)	魚沼市長	内 田 幹 夫		
2	法第6条第2項第2号の委員	東日本旅客鉄道株式会社	浦佐駅長	山 田 真 紀	
3		南越後観光バス株式会社	常務取締役	塩 入 誠 司	4月～
4		魚沼市タクシー協会	会長	小 島 由紀子	
5		ひかり交通株式会社	代表取締役	山 本 学	5月～
6		入広瀬コミュニティ協議会	会長	梶 沢 一 彦	
7		国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課	課長	長 谷 川 孝 志	
8		新潟県魚沼地域振興局地域整備部	副部長	宮 嶋 孝 吉	
9		魚沼市産業経済部	副部長	星 政 晴	監査員
10		法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署	署長	松 川 寛 治
11	(公安委員会、利用者、 学識経験者、市町村が必要 と認める者)	堀之内連合区長会	会長	波 方 稔	監査員
12		小出四日町区連合自治会	会長	磯 部 三 千 夫	
13		湯之谷地区自治会連絡協議会	会長	貝 瀬 重 美	4月～
14		広神連合自治会	会長	青 山 春 彦	
15		守門地区嘱託員会	会長	佐 藤 健	
16		入広瀬区長会	代表	浅 井 作 松	
17		長岡工業高等専門学校 環境都市工学科	教授	宮 腰 和 弘	副会長
18		国土交通省北陸信越運輸局交通政策部 交通企画課	課長	玉 卷 史 成	4月～
19		国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	首席運輸企画 専門官	島 谷 尚 之	4月～
20		新潟県魚沼地域振興局企画振興部 地域振興課	課長	鈴 木 一 郎	4月～
21		新潟県立小出高等学校	校長	梶 良 成	
22		魚沼市老人クラブ連合会	理事	佐 藤 喜 郎	
23		魚沼市地域自立支援協議会	会長	井 口 正 博	
24		日本労働組合総連合会新潟県連合会 中越地域協議会	議長	矢 島 良 彦	
25		魚沼市市民福祉部介護福祉課	課長	戸 田 千 穂 子	

魚沼市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、魚沼市小出島910番地魚沼市役所本庁舎内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること
- (4) 道路運送法施行規則第49条第2項に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (6) 協議会の運営に関すること
- (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監査員2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第8条 会長は、魚沼市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 副会長は、委員の中から協議会において互選する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市市民福祉部生活環境課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、魚沼市生活環境課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、魚沼市生活環境課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。
- 8 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(分科会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員及び第12条第5項の関係者(以下「協議会委員等」という。)が協議会の会議等に出席したときは、報酬を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。

- 2 協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。
- 3 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第17条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあつては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年3月17日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年9月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年6月20日から施行する。

この規約は、平成29年7月25日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和2年5月7日から施行する。

この規約は、令和2年11月27日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社 乗合部長
	魚沼市タクシー協会 会長
	ひかり交通株式会社 代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅 駅長
	入広瀬コミュニティー協議会 会長
	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所調査課 課長
	新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 課長
	魚沼市産業経済部建設課 課長
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署 署長
	地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、広神地区、守門地区、入広瀬地区）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
	新潟県魚沼地域振興局企画振興部地域振興課 課長
	新潟県立小出高等学校 校長
	魚沼市老人クラブ連合会 会長
	魚沼市地域自立支援協議会 会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長
	魚沼市市民福祉部介護福祉課 課長

3. 報告

1) (資料No.1) 令和2年度魚沼市乗合タクシーの運行実績について

○主な経路変更、ダイヤ改正等（令和2年5月7日実施）

- ・魚沼市役所新庁舎乗り入れ（まちなか循環線、堀之内、小出、湯之谷、広神、赤土・小出）
- ・赤土乗合タクシー見直し
- ・赤土・小出乗合タクシー（新）
- ・福山新田乗合タクシー 須原～大倉線見直し
- ・高倉乗合タクシー見直し

2) (資料No.2) 令和2年度入広瀬コミュニティバスの運行実績について

4. 議事

1) (資料No.3) 令和2年度協議会事業報告及び決算について

○主な事業について

- ▶令和2年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画策定事業））
 - ・魚沼市地域公共交通計画策定（令和3年3月2日策定）
 - ・補助対象経費 4,888 千円（内国庫補助金額 1,685 千円）
 - ・計画期間：令和3年度～令和7年度
- ▶自動車運転免許証自主返納者 乗合タクシー等共通回数券交付事業
 - ・22千円相当回数券交付 191人
- ▶停留所表示の更新

2) (資料No.4) 生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統）（案）について

○認定申請に伴う協議事項

- ▶計画概要、運行系統及び運行予定者等
- ▶計画認定、国庫補助金

3) その他

○実証運行について

・評価指標：過去3年間の運行率平均値

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価指標
新道島乗合タクシー	61.5%	58.0%	56.1%	58.5%
田中・清本・長松・ 米沢乗合タクシー	55.0%	60.3%	53.9%	56.4%

《運行計画》

○期間：令和3年10月1日～令和4年3月31日

○新道島乗合タクシー

(平日) 小出市街地→新道島	3便(新) 原信・ウオロク発 14時30分 → 新道島着 15時05分～15時15分
(休日) 新道島→小出市街地	2便(既) 新道島発 9時30分 → 原信・ウオロク着 10時05分～10時15分
(休日) 小出市街地→新道島	2便(既) 原信・ウオロク発 12時55分 → 新道島着 13時30分～13時40分

○田中・清本・長松・米沢乗合タクシー

(平日) 田中→小出市街地	2便(新) 田中発 9時00分 → 原信・ウオロク着 9時25分～9時50分
------------------	-------------------------------------------

令和2年度実績報告書

魚沼市乗合タクシー
小出まちなか循環線
入広瀬コミュニティバス



令和3年6月28日
第35回 魚沼市地域公共交通協議会

目次

1. 事業者別運行系統	1
2. 魚沼市ネットワーク路線図	2
3. 地域別 利用者実績	3
(1) 利用者総数の推移	4
(2) 地域別乗合タクシー推移	5
4. 路線別 乗合タクシー 利用者実績	6
(1) 運行系統別利用者数実績	7
(2) 小出地域乗合タクシー	8
(3) 小出まちなか循環線	9
(4) 堀之内地域乗合タクシー	10
(5) 湯之谷地域乗合タクシー	11
(6) 広神地域乗合タクシー	12
(7) 守門地域乗合タクシー	13
(8) 入広瀬コミュニティバス	14
5. 魚沼市乗合タクシー事業費	15
(1) 運行回数・運行率	16
(2) 運行者別事業費	17

1. 事業者別運行系統

【地域公共交通確保維持事業 乗合タクシーの運行内容】 令和2年4月から令和3年3月

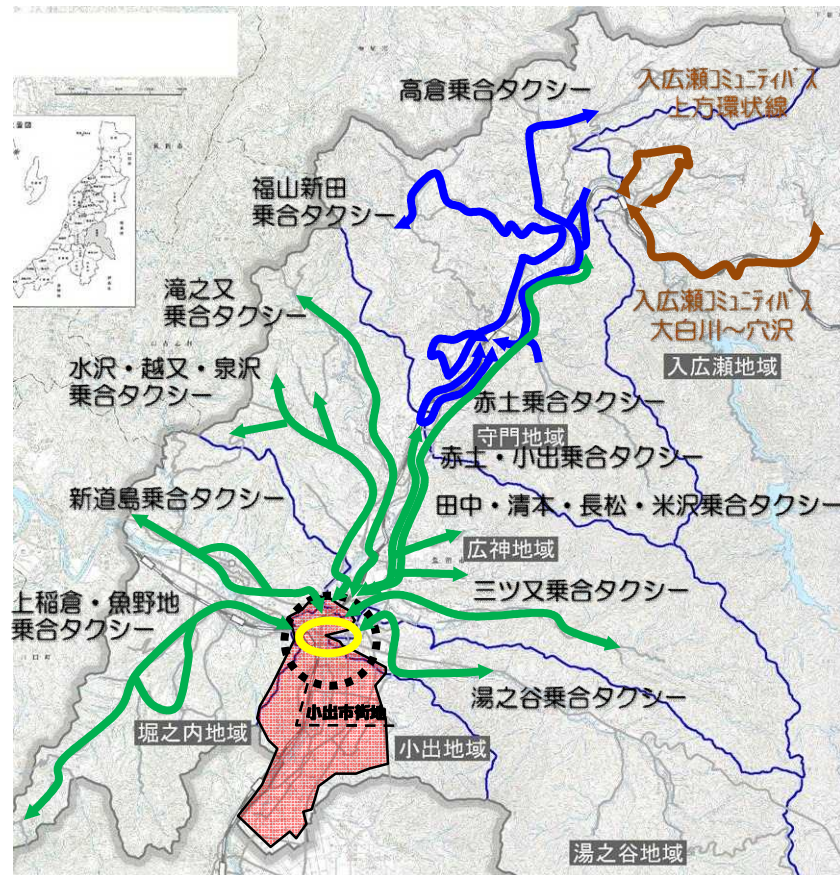
運行態様	運 行 者	運行系統名
区域運行 デマンド型	株式会社小出タクシー	小出地域乗合タクシー 湯之谷地域乗合タクシー 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー 三ツ又乗合タクシー
	ひかり交通株式会社	上稲倉・魚野地乗合タクシー 新道島乗合タクシー
	奥只見タクシー株式会社	滝之又乗合タクシー 水沢・越又・泉沢乗合タクシー
	観光タクシー株式会社	赤土乗合タクシー 赤土・小出乗合タクシー（新） 福山新田乗合タクシー 高倉乗合タクシー
路線定期運行	奥只見タクシー株式会社	小出まちなか循環線（順回り） 小出まちなか循環線（逆回り）

【その他 乗合タクシー等の運行内容】 令和2年4月から令和3年3月

運行態様	運 行 者	運行系統名
区域運行 デマンド型	奥只見タクシー株式会社	広神地域内定期便
自家用有償旅 客運送	入広瀬コミュニティ協議会	入広瀬コミュニティバス（H29.10.1～）

2. 魚沼市ネットワーク路線図

【地域乗合タクシー・小出まちなか循環線の運行内容】



- 小出市街地の乗り入れ路線 ↔
- 地域内のみ運行路線 ↔
- 小出まちなか循環線 ↔
- 小出地域乗合タクシーエリア

◆ 地域乗合タクシー(デマンド型区域運行)

小出地域

- ・運賃: 1回 300円
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)

堀之内・湯之谷・広神地域(小出周辺地域)

- ・JR小出駅に接続、小出市街地まで移動可能
- ・運賃: 1回 300円
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)
- 広神地域は、路線ごとに曜日限定運行

広神地域内定期便

- ・広神憩の家方面行き
- ・運賃: 1回 200円

守門地域

- ・守門診療所で路線バスと乗継、JR越後須原駅に接続
- ・運賃: 1回 200円

◆ 小出まちなか循環線(路定期運行)

小出市街地(順回り、逆回り)

- ・30分に1本運行
- ・運賃は100円/回
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)

◆ 入広瀬コミュニティバス

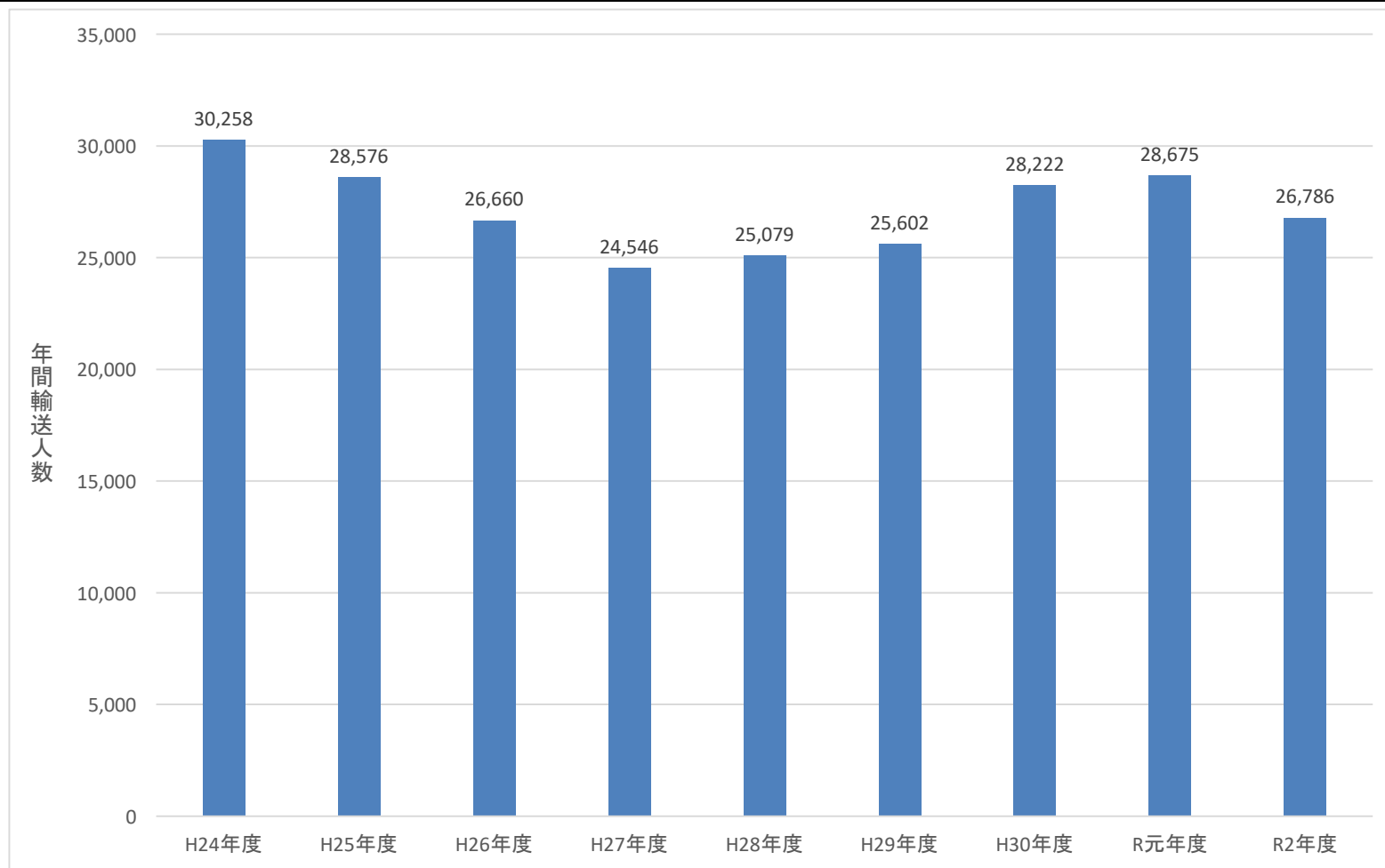
入広瀬地域

- ・入広瀬コミュニティ協議会…別紙

3. 地域別 利用者実績

(1)利用者総数の推移

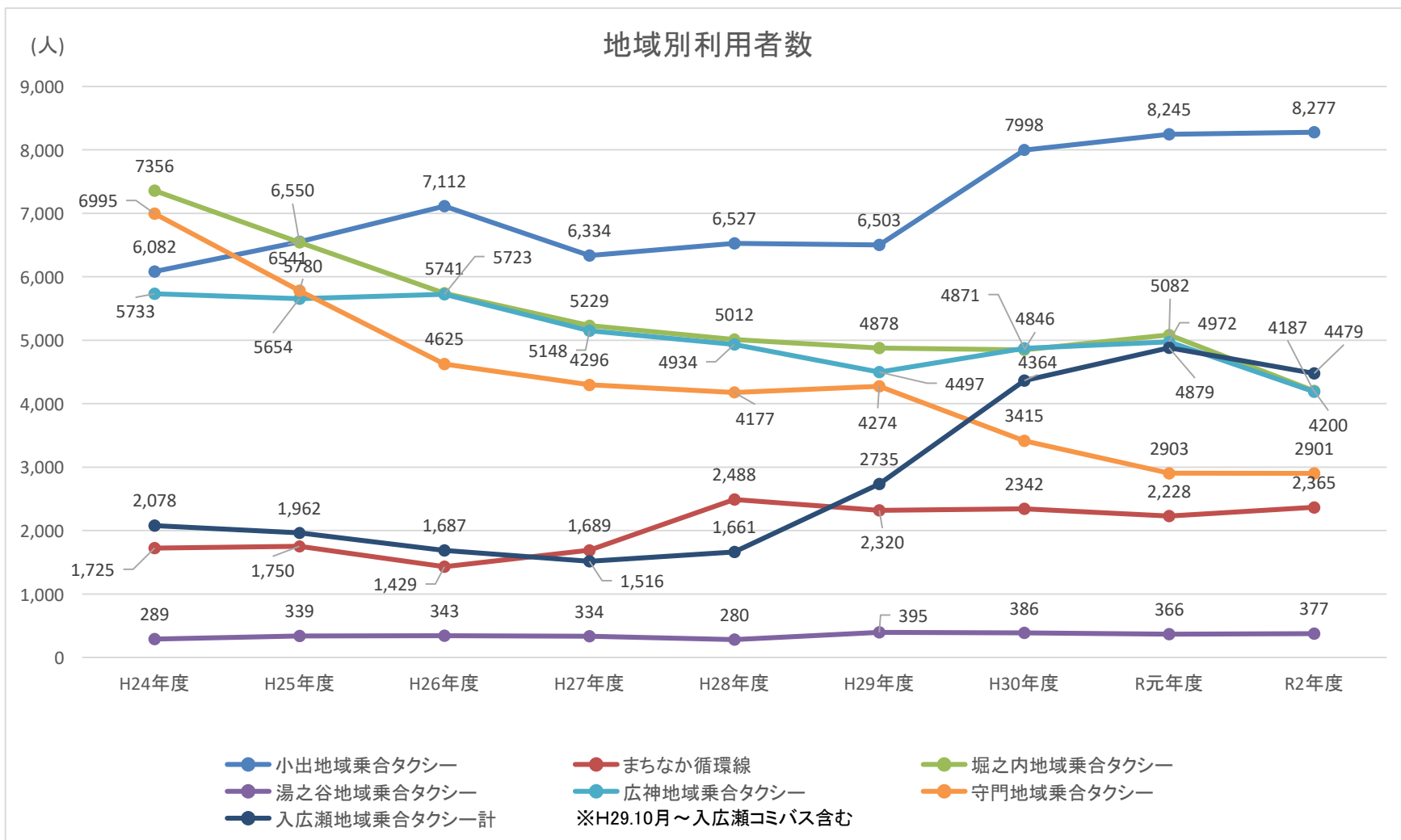
・利用者数が増加した路線があったものの、全体の利用者数は前年比93.4%となり、新型コロナウイルス感染症による外出控えの影響があった。



※各地域の地域乗合タクシー、広神地域内定期便、小出まちなか循環線、入広瀬コミュニティバスの各路線の利用者数を積み上げた値
入広瀬コミュニティバス運行(H29.10.1から)

(2)地域別乗合タクシー推移

- ・運行開始数が多く利便性が高い小出地域乗合タクシーの利用者数が最も多くなっている。
- ・堀之内、広神、入広瀬地域の利用者数がほぼ同数となっているが、人口規模が最も小さい入広瀬地域の利用者が多くなっているのが特徴となっている。



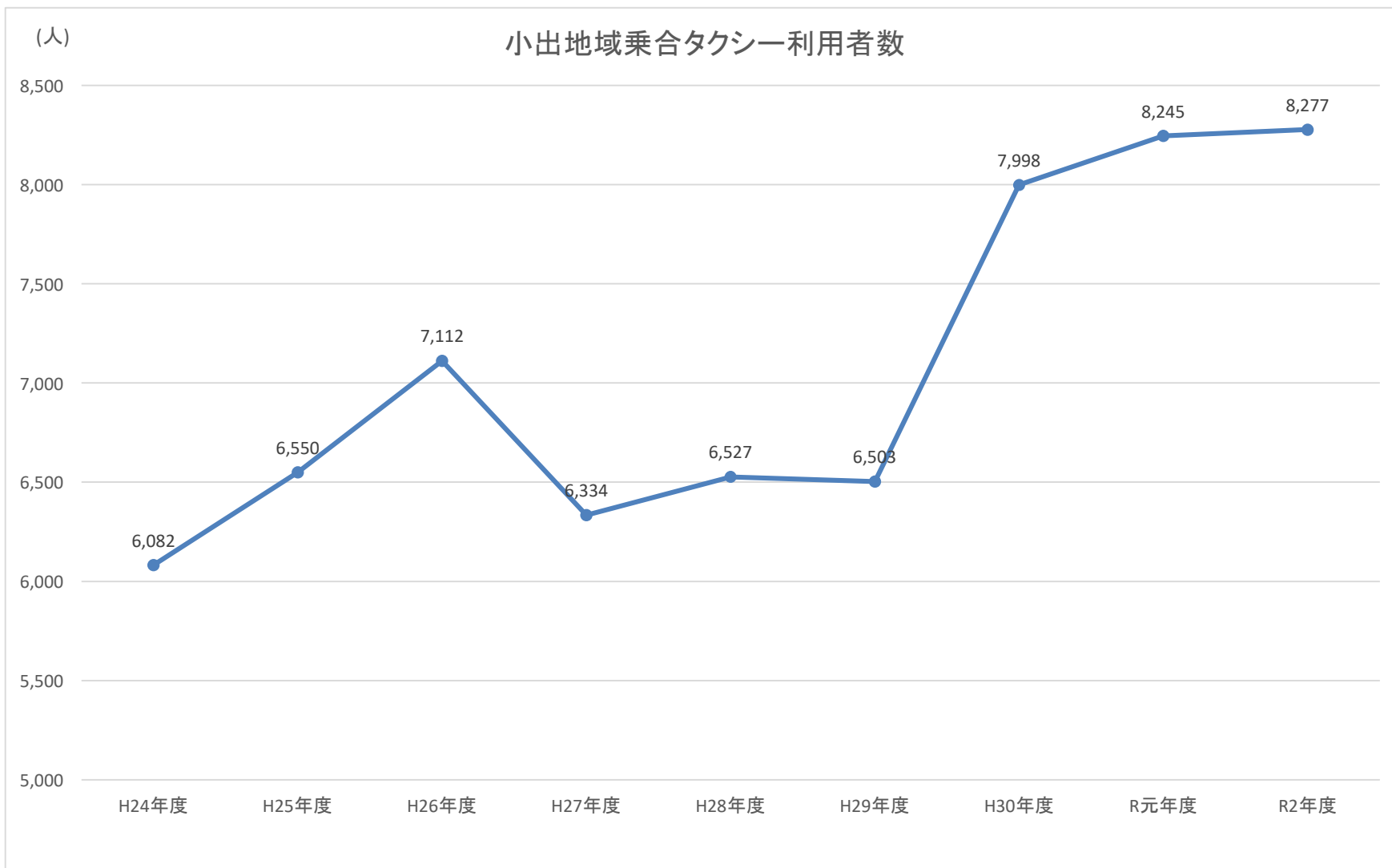
4. 路線別 乗合タクシー 利用者実績

(1) 運行系統別利用者数実績

	運行系統	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	前年比
小 出地域	小出	6,082人	6,550人	7,112人	6,334人	6,527人	6,503人	7,998人	8,245人	8,277人	100.4%
	まちなか循環線	1,725人	1,750人	1,429人	1,689人	2,488人	2,320人	2,342人	2,228人	2,365人	106.1%
堀之内地域	上稲倉・魚野地	5,971人	5,296人	4,338人	3,966人	3,724人	3,564人	3,760人	4,068人	3,174人	78.0%
	新道島	1,385人	1,245人	1,403人	1,263人	1,288人	1,314人	1,086人	1,014人	1,026人	101.2%
湯之谷地域	湯之谷	289人	339人	343人	334人	280人	395人	386人	366人	377人	103.0%
広 神地域	滝之又～小出	1,600人	1,313人	1,293人	1,030人	1,042人	1,031人	1,082人	1,439人	1,138人	79.1%
	水沢～小出	645人	775人	789人	733人	782人	804人	879人	948人	919人	96.9%
	田中～小出	226人	301人	376人	320人	324人	452人	453人	447人	467人	104.5%
	三ツ又～小出	758人	699人	890人	827人	878人	877人	891人	835人	656人	78.6%
	広神定期便	2,504人	2,566人	2,375人	2,238人	1,908人	1,333人	1,566人	1,303人	1,007人	77.3%
守 門地域	高倉～須原	2,743人	2,734人	2,305人	2,249人	2,244人	2,406人	2,202人	1,587人	1,501人	94.6%
	福山～須原	4,080人	2,922人	2,191人	1,970人	1,863人	1,801人	1,164人	1,216人	1,259人	103.5%
	大倉～須原	136人	91人	87人	16人	23人	28人	14人	3人	0人	0.0%
	大倉沢～赤土	36人	33人	42人	61人	47人	39人	35人	27人	17人	63.0%
	赤土・小出								70人	124人	177.1%
入広瀬地域 (H29.10月から コミュニティバス)	上方環状線	1,490人	1,689人	1,435人	1,252人	1,295人	1,381人	2,235人	2,696人	2,145人	79.6%
	穴沢～大白川	588人	273人	252人	264人	366人	574人	1,059人	1,180人	1,169人	99.1%
	穴沢・大栃山						780人	1,070人	1,003人	1,165人	116.2%
	計	30,258人	28,576人	26,660人	24,546人	25,079人	25,602人	28,222人	28,675人	26,786人	93.4%

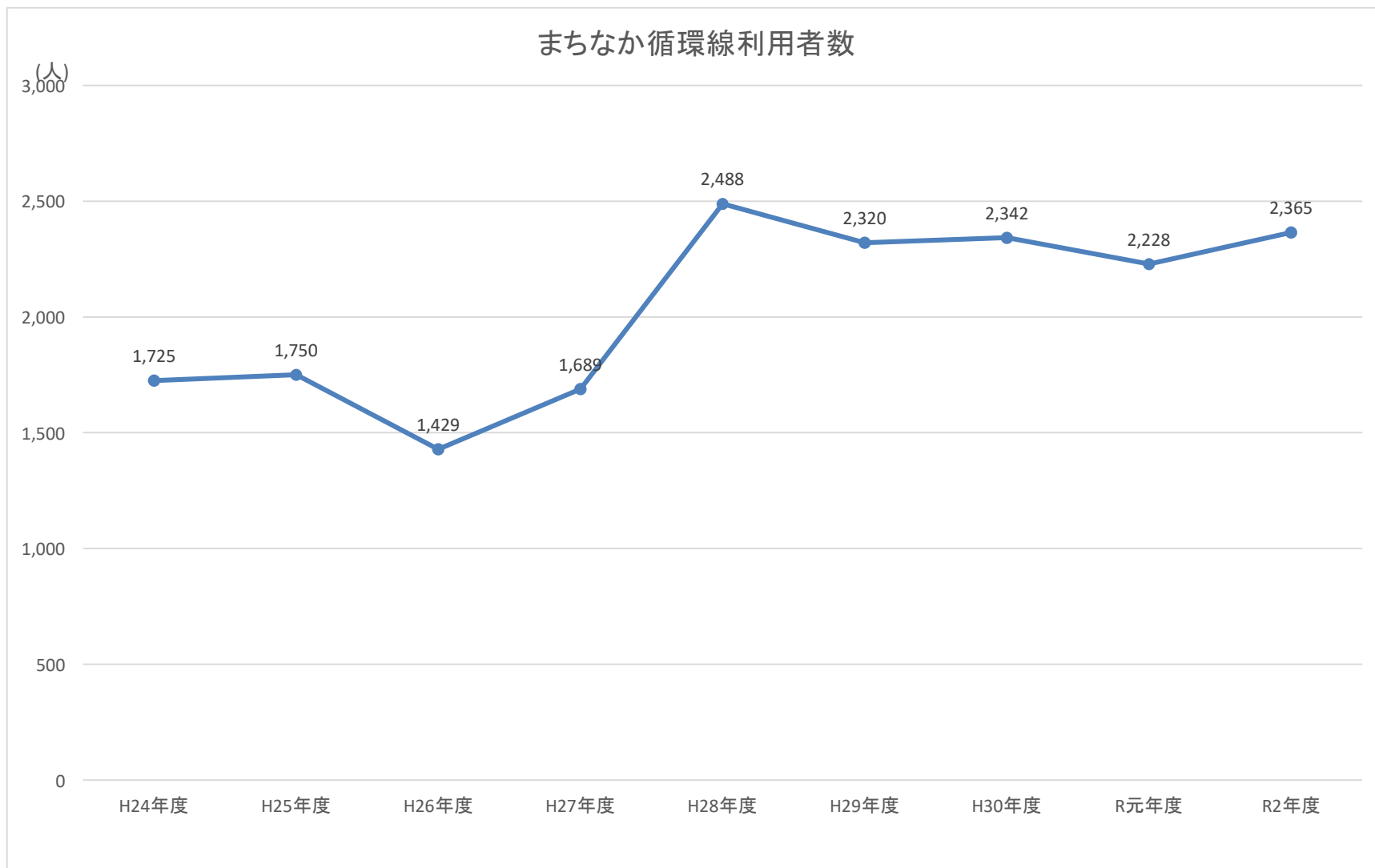
(2)小出地域乗合タクシー

・新型コロナウイルス感染症の影響があったものの利用者数が維持された。小出市街地と周辺の生活圏結ぶ生活交通として、利便性の高さが認知され定着してきている。



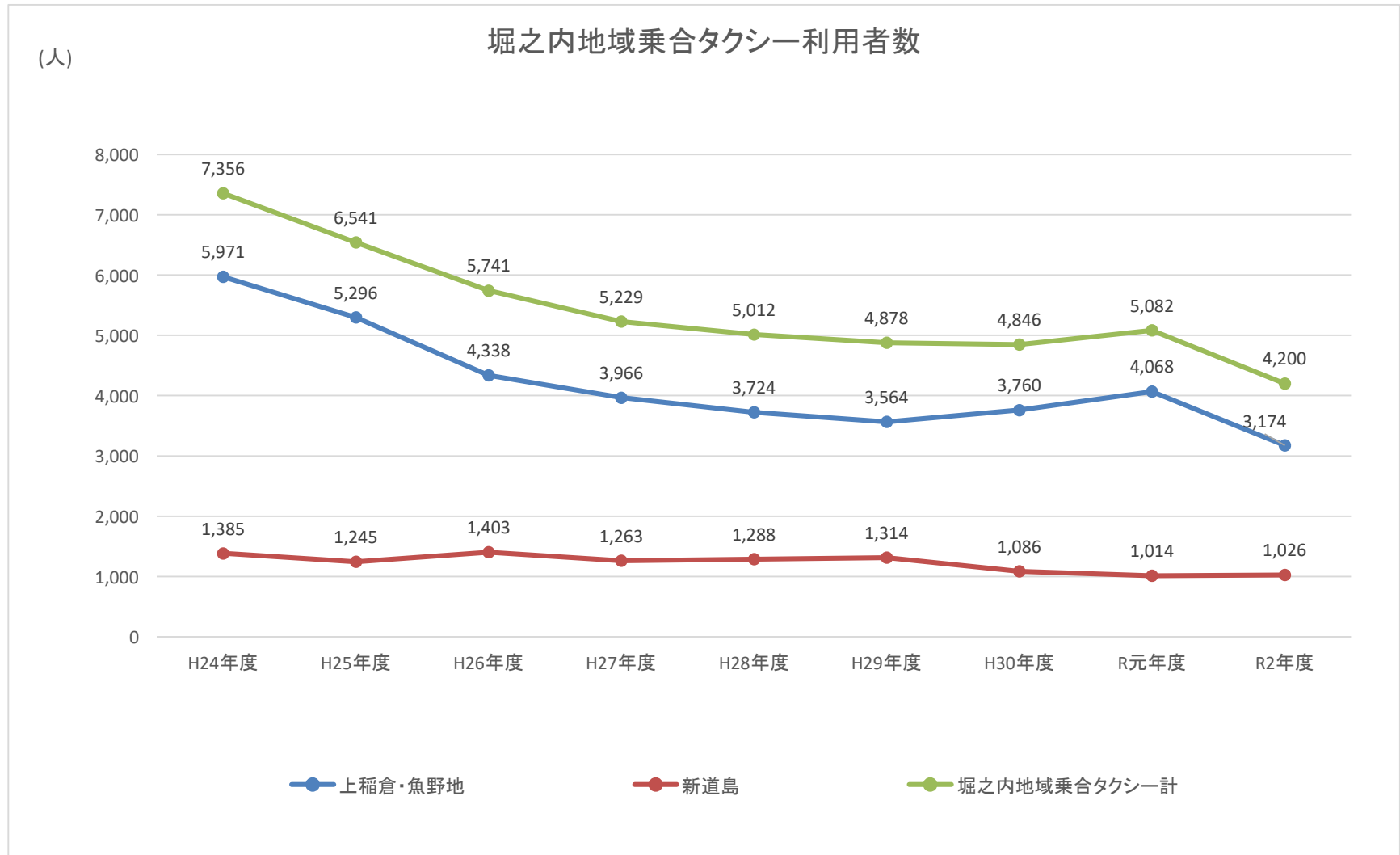
(3)小出まちなか循環線

・通院利用の定期利用者数が増加し、平成28年度からほぼ横ばいの利用者数となっている。



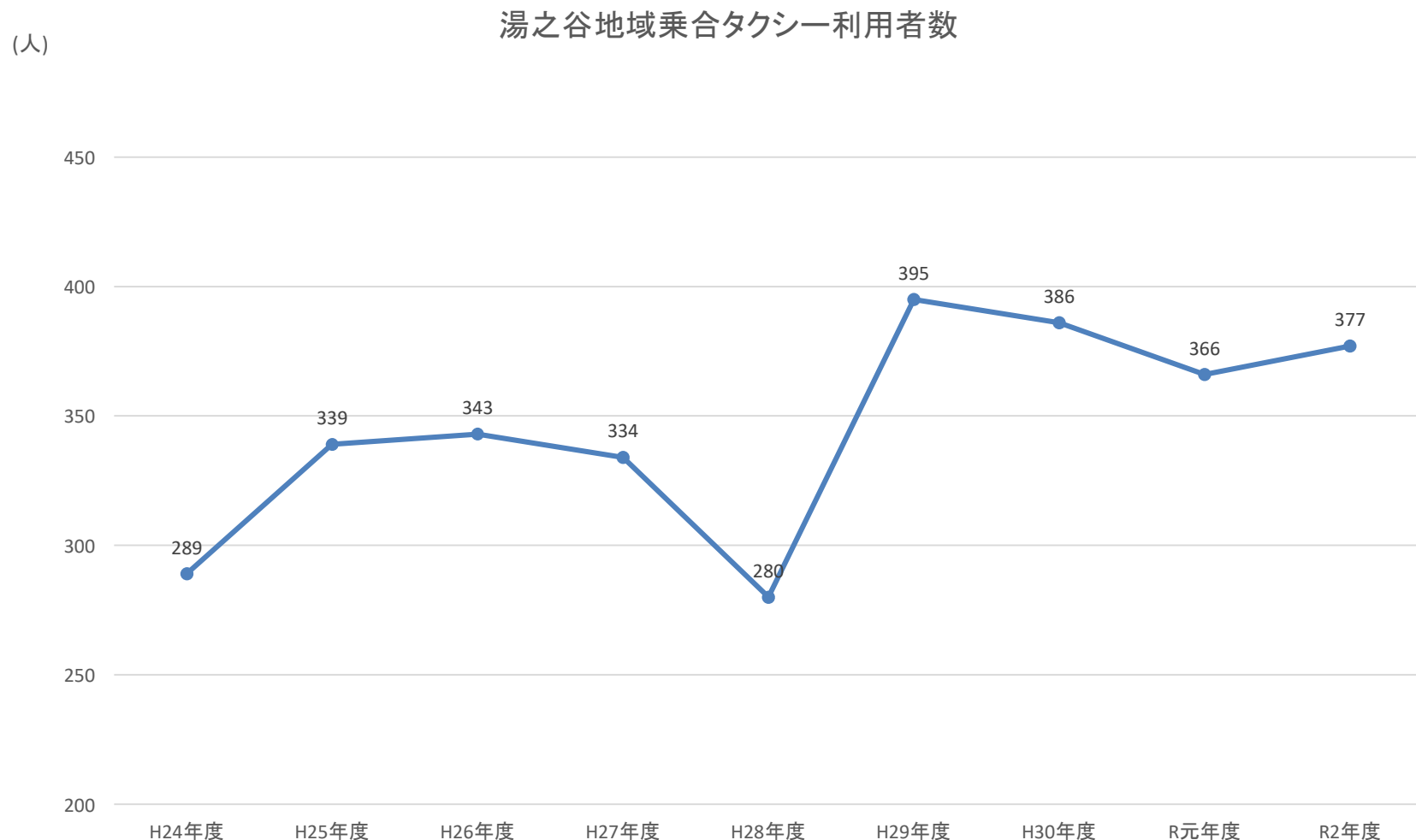
(4) 堀之内地域乗合タクシー

- ・上稲倉・魚野地線の利用者減少を受け、地域全体では、前年比82.6%となり利用者数が減少した。
- ・上稲倉・魚野地線は、堀之内市街地からの外出控えによる利用者減少の影響を受け、前年比78.0%となった一方で、新道島線については、前年比101.2%となり、地域ぐるみでの利用促進の取り組みが功を奏した。



(5)湯之谷地域乗合タクシー

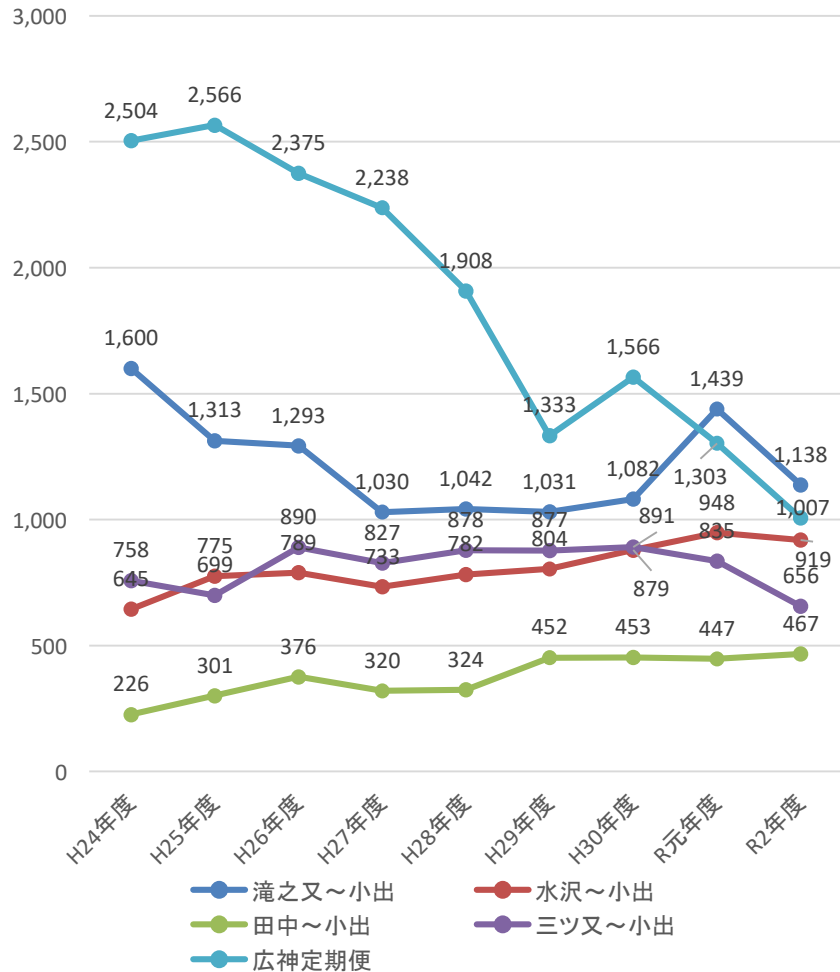
・運行回数が少なく限られた区域での運行計画のなか、前年比103.0%となった。



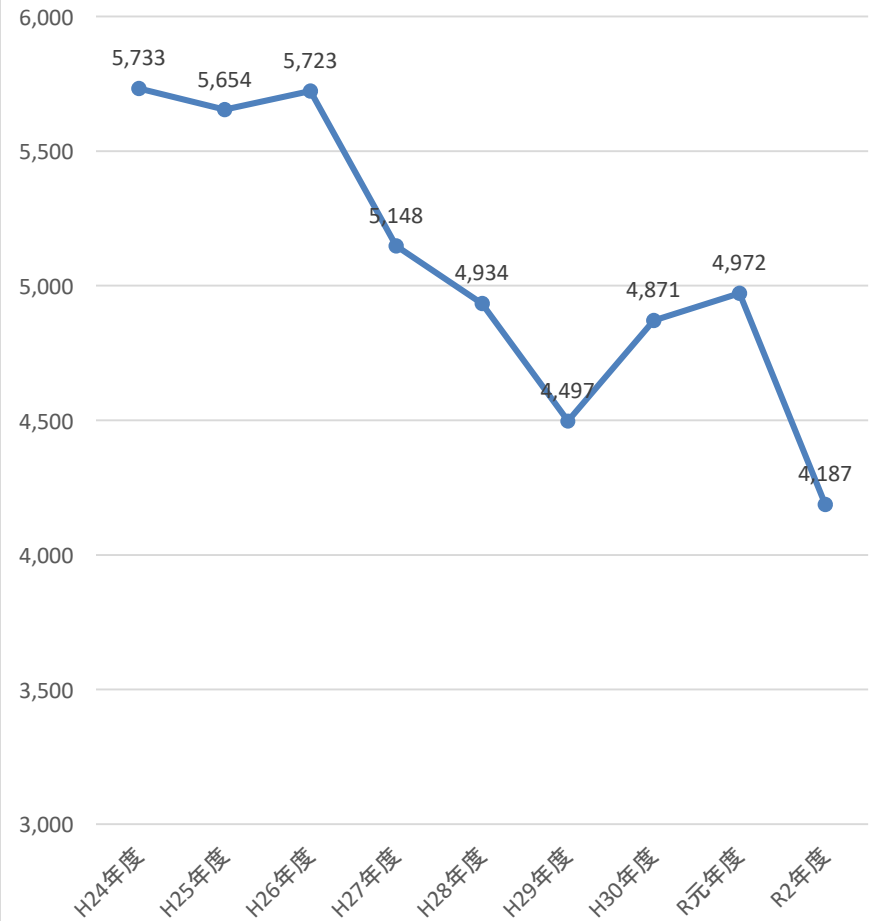
(6) 広神地域乗合タクシー

・地域全体では、前年比84.2%となり、大幅な落ち込みとなった。ショッピングセンターへの利便性が高まったことから、買い物での利用は好評となっている。

(人) 広神地域乗合タクシー 路線別利用者数



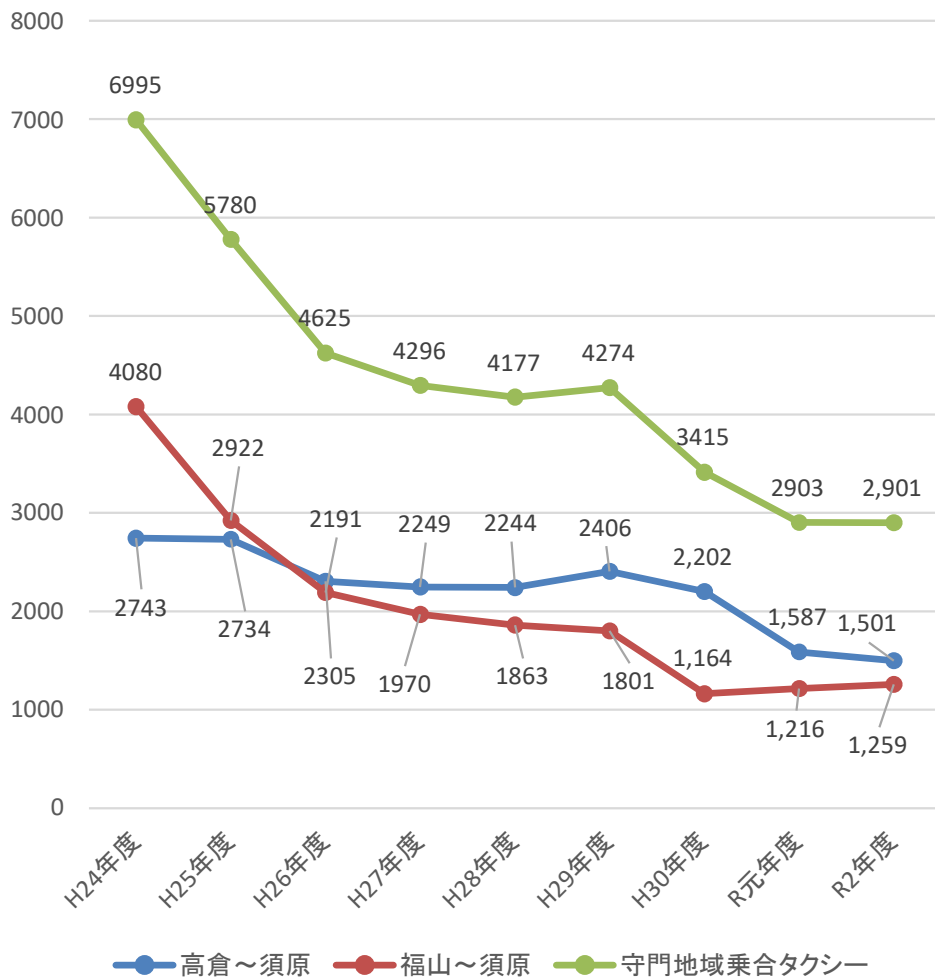
(人) 広神地域乗合タクシー利用者数



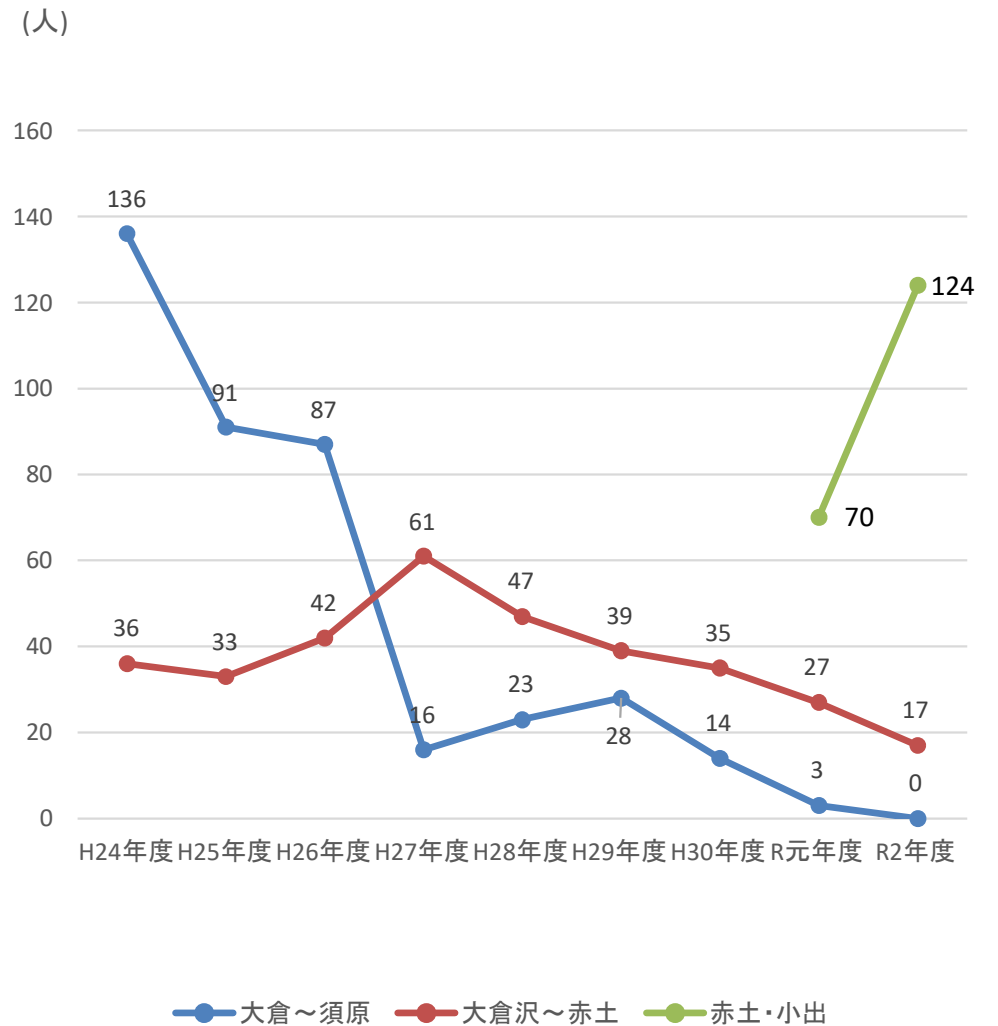
(7) 守門地域乗合タクシー

- ・高倉乗合タクシーの利用者数が5.5%減少となったが、赤土・小出乗合タクシーの新規開設により利用者数が増加し、地域全体では前年比99.9%となった。大倉～須原線については、利用実態に合わせて廃止し、福山福山新田乗合タクシーに組み入れた。
- ・福山新田乗合タクシーは、中学生の通学定期利用が無くなる見込みため、新規利用者が無い場合は、大幅な減少が見込まれる。
- ・高倉乗合タクシーについては、利用者のほとんどが高齢者の為、亡くなった、施設に入所した、デイサービスに行くようになった等の理由により前年比94.5%となった。その一方で、小出市街地への運行を行った赤土・小出線については、前年比177.1%となった。

(人) 守門地域乗合タクシー利用者数

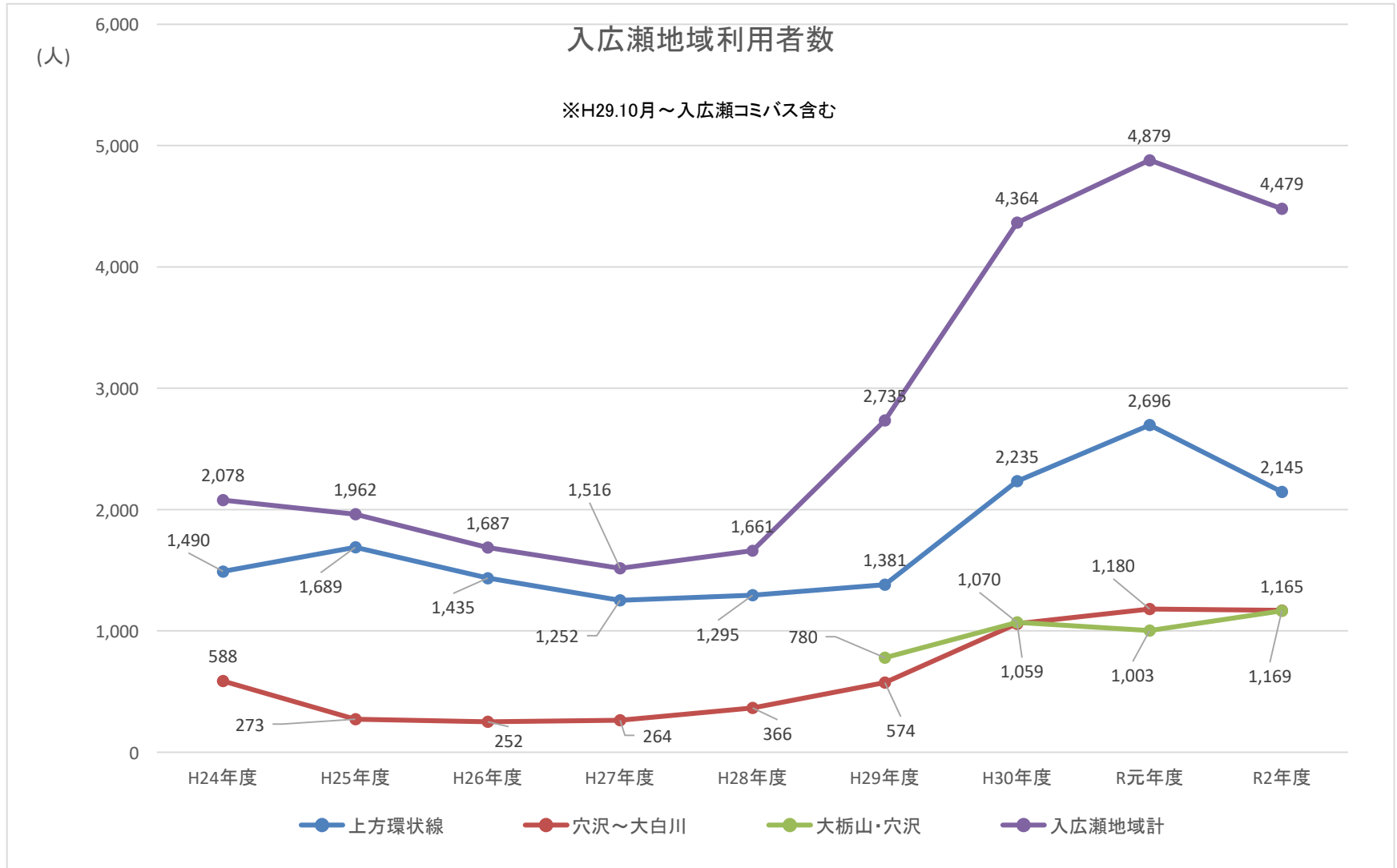


守門地域乗合タクシー利用者数その2



(8) 入広瀬コミュニティバス

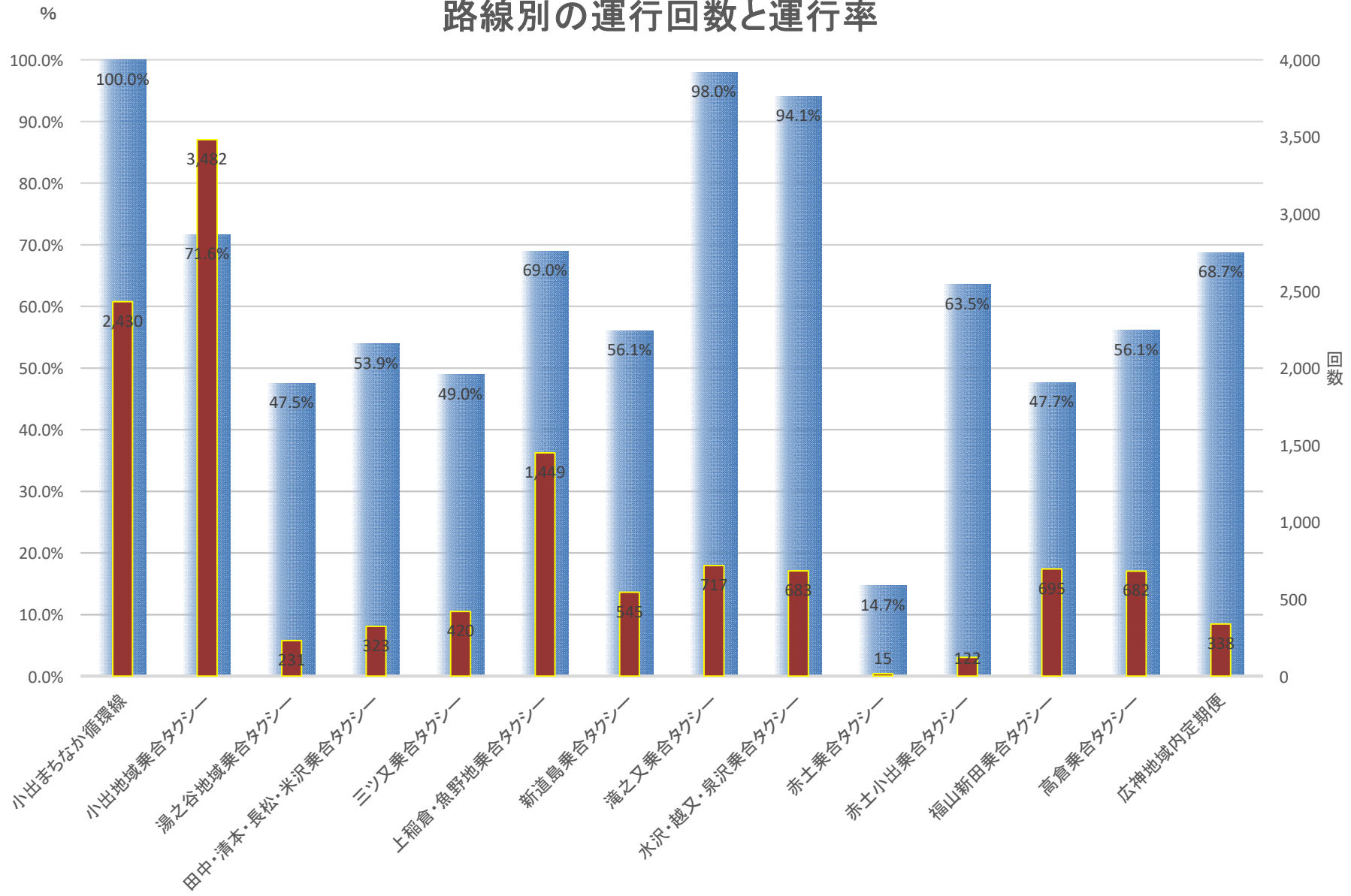
- ・入広瀬地域全体では、前年比91.8%となり、入広瀬コミュニティバス開業以来はじめて減少に転じた。
- ・平成29年10月から運行を開始したコミュニティバスが住民に広く認知され、移動を必要とする高齢者から広く利用されているが、上方環状線の利用者数を維持することが利用者数を確保するための鍵となっている。



5. 魚沼市乗合タクシー事業費

(1) 運行回数・運行率

路線別の運行回数と運行率



(2) 運行者別事業費内訳

単位：円

運 行 者	事業費	内魚沼市補助金	内国庫補助金	内運賃収入	運行系統名
株式会社小出タクシー	23,382,700	18,096,100	3,544,000	1,742,600	小出地域乗合タクシー 湯之谷地域乗合タクシー 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー 三ツ又乗合タクシー
ひかり交通株式会社	19,894,050	17,085,350	1,959,000	849,700	上稲倉・魚野地乗合タクシー 新道島乗合タクシー
奥只見タクシー株式会社	16,710,100	13,021,900	2,841,000	847,200	滝之又乗合タクシー 水沢・越又・泉沢乗合タクシー 広神地域定期便 小出まちなか循環線（順回り） 小出まちなか循環線（逆回り）
観光タクシー株式会社	12,221,550	10,114,950	1,738,000	368,600	赤土乗合タクシー 赤土・小出乗合タクシー 福山新田乗合タクシー 高倉乗合タクシー
計	72,208,400	58,318,300	10,082,000	3,808,100	

（国庫補助金は、運行者へ直接交付）

令和2年度 コミュニティバス実績

●入広瀬コミュニティ協議会（コミバス会計）決算

収 入 額		支 出 額		備 考	
会 費	458,000 円	補 助 分	賃 金	2,892,000 円	会費@2,000×229世帯 (加入率 46.0%)
協 賛 金	250,000 円		車 輛 経 費	876,262 円	
市 補 助 金	4,297,000 円		事 務 費	520,903 円	
繰 越 金	165,240 円		そ の 他 支 出	8,728 円	
雑 入	58,786 円		補 助 分 計	4,297,893 円	
		単 独 分	賃 金	611,150 円	
			事 務 費	46,590 円	
			単 独 分 計	657,740 円	
収 入 額 合 計	5,229,026 円	支 出 額 合 計	4,955,633 円	翌年度繰越額273,393円	

●公費支出額（コミュニティ協議会への補助金を除く）

区分	支 出 科 目	支 出 金 額			備 考
		ハイエース	ポクシー	合 計	
公費 支出	自動車保険料	125,690 円	92,060 円	217,750 円	
	自動車リース料	679,104 円	684,288 円	1,363,392 円	
	合 計	804,794 円	776,348 円	1,581,142 円	

●コミュニティバス運行に係る経費

コミュニティ協議会支出額 4,955,633 円	+	公費支出額（補助金除く） 1,581,142 円	=	運行に係る経費合計 6,536,775 円
-----------------------------	---	-----------------------------	---	--------------------------

●利用者数（月別）

区分	運行日数	利用者数	1日平均
4月	17日	156人	9.2人
5月	17日	258人	15.2人
6月	18日	444人	24.7人
7月	18日	450人	25.0人
8月	17日	390人	22.9人
9月	18日	436人	24.2人
10月	17日	414人	24.4人
11月	18日	406人	22.6人
12月	18日	438人	24.3人
1月	16日	347人	21.7人
2月	16日	318人	19.9人
3月	19日	442人	23.3人
合計	209日	4,499人	21.5人

●利用者数（方面・曜日別）

方 面	曜 日 別 利 用 者 数				
	月	火	水	金	合計
上 方	662	239	638	761	2,300
大 柗 山 ・ 穴 沢	315	56	297	342	1,010
大 白 川	273	168	279	449	1,169
合 計	1,250	463	1,214	1,552	4,479
運 行 日 数	52	52	53	51	208
1日当たり	24.0	8.9	22.9	30.4	21.5

※上記に11/28臨時運行利用者20名は含まれていない。
臨時運行含む計 バス利用者4,499人、運行日数209日 平均21.5人

●運行時間


曜 日	運 行 日 数	運 行 時 間			備 考
		ハイエース	ポクシー	合 計	
火	52日	104 h	78 h	182 h	
月・水・金	156日	629 h	637 h	1,266 h	
臨時運行	1日	3 h	4 h	7 h	11/28(土) 住民健診
合 計	209日	736 h	719 h	1,455 h	

●単位当たり運行に係る経費

区 分	単位当たり経費	計 算 式
運行時間当たり	4,493 円	運行に係る経費合計6536775円 ÷ 運行時間合計1455h
利用者1人当たり	1,453 円	運行に係る経費合計6536775円 ÷ 利用者数合計4499人

入広瀬コミュニティバス運行計画書

令和3年4月

 入広瀬コミュニティ協議会

1. はじめに ～コミュニティ協議会の基本的な考え方～

(1) 目的

入広瀬地域内の交通不便地や高齢者をはじめとする地域住民の移動が困難な地域において、地域住民が互いに交流し助け合いながら、市民の足となるコミュニティバスの運行をコミュニティ協議会が取り組む。

(2) 入広瀬コミュニティ協議会の役割

平成28年10月から11月の2か月間にわたり魚沼市が実証実験を行い、地域住民から本格運行の実施を希望する声が多数寄せられた。

入広瀬コミュニティ協議会及び6つの地域（自治会）としては、「地域の足」を将来も持続可能にするため、地域自らが運営・運行していくことが重要だと考え、現在市が運行している「乗合タクシー」からコミュニティバスの運行に移行することとした。

＜コミュニティバスを核とした地域活性化＞

- ・平成29年10月1日運行開始
- ・安定的なコミュニティバスの運行
- ・地域に適した運行形態・運行計画
- ・コミュニティバスを活用した地域活性化
- ・コミュニティ協議会の自立促進

(3) コミュニティバスの特徴 「会員」＝「共助」地域で支えるしくみづくり

コミュニティバスは地域住民が会員となって運行を始める。また、バス運行についても安全性・安定性を確保しながら、地域内の力（地域内雇用）を活用する。

地域の課題

・自家用車を運転する人も含め、「地域の足の確保」を地域の課題として捉える

正確な需要把握

・地域の意見聴取がしやすく、正確な需要と必要なサービスの把握

運行計画策定

・利用者と運営主体の両方の視点で運行計画策定。自らの負担とサービスの関係を確認したうえで、適切なレベルを検討

柔軟な運営とサービス

・地域雇用・人材活用による地域活性化などの事業と連携した運行



地域住民による持続的・安定的な「地域の足」確保へ

2. コミュニティバス運行計画

(1) コミュニティバス運行計画概要 <随時、見直して行く>

①運行ルート及び運行便数

入広瀬地域内を「上方方面」「大栃山・穴沢方面」「大白川方面」の3方面を基本としダイヤを設定する。



	上方方面	大栃山・穴沢方面	大白川方面
ルート	寿和温泉—芋鞘— 横根—農協—寿和温泉	寿和温泉—大栃山— 鏡ヶ池—穴沢—寿和温泉	寿和温泉—大白川— 寿和温泉
便数	5便	3便	5便
距離	8.2 km	4.3 km	18.0 km

②運行日

週3便（月・水・金）の運行を基本とし、運行日が祝日であっても運行する。

また、入広瀬診療所の診察日となっている火曜日について、午前中のみ運行する。

③運休日

年末年始「12月31日から1月3日」とし、天候、災害により運行を中止することがある。

④会費

1世帯2,000円とし年度会員とする。

⑤協賛金

賛同いただける方は、2,000円以上とする。

⑥運行車両

魚沼市より無償貸与（任意保険についても市で加入）小型バス（10人乗り）1台

※H30年10月1日より南越後観光バス（穴沢～大白川間）休止によりコミバスを増台。

ミニバンタイプ（7人乗り）1台

⑦事務所

入広瀬会館に事務所を置く。

〒946-0304 新潟県魚沼市穴沢 215 番地 1 （入広瀬会館 2 階）

入広瀬コミュニティ協議会

Tel : 025 - 796 - 2030 Fax : 025 - 796 - 2767

(2) コミュニティバス時刻表 (R2.4.1 現在)

【上方 方面】 ※1便は電話予約があった時のみ運行

停留所	※1便	2便	5便	7便	8便
寿和温泉	-	-	12:15	14:50	-
あぶるま建設	-	-	12:17	14:52	-
農協前	-	-	12:18	14:53	-
保健センター前	-	-	12:19	-	-
穴沢バス停	-	-	②12:22	-	③17:00
入広瀬庁舎	6:43	9:35	12:23	14:54	17:01
平成館	6:46	9:38	12:26	14:57	17:04
白坂	6:47	9:39	12:27	14:58	17:05
あけぼの館	6:48	9:40	12:28	14:59	17:06
佐藤武司宅前	6:49	9:41	12:29	15:00	17:07
佐藤正行宅前	6:50	9:42	12:30	15:01	17:08
芋鞆神社入口	6:51	9:43	12:31	15:02	17:09
田小屋アパート前	6:53	9:45	12:33	15:04	17:11
渡辺フジ宅前	6:55	9:47	12:35	15:06	17:13
亀山勝二宅前	6:57	9:49	12:37	15:08	17:15
渡辺政支宅前	6:58	9:50	12:38	15:09	17:16
松尾勝一宅前	7:00	9:52	12:40	15:11	17:18
みずほ会館	7:01	9:53	12:41	15:12	17:19
渡辺文雄宅前	7:03	9:55	12:43	15:14	17:21
佐藤サク宅前	7:04	9:56	12:44	15:15	17:22
平野又十字路	7:07	9:59	12:47	15:18	17:25
平野又アパート	7:08	10:00	12:48	15:19	17:26
農協前	-	10:01	12:49	15:20	-
保健センター前	-	10:02	-	-	-
寿和温泉	-	-	12:52	15:23	-
農協前	-	-	12:55	15:26	-
穴沢バス停	①7:10	-	-	-	-
入広瀬庁舎	-	10:04	12:56	15:27	17:28

【大白川 方面】

停留所	★1便	★2便	★3便	★4便	★5便
鏡ヶ池	-	-	10:45	12:17	-
保健センター前	-	-	10:48	12:20	-
農協前	-	-	10:49	12:21	-
入広瀬庁舎	6:30	8:30	10:50	12:22	17:00
穴沢バス停	6:31	8:31	10:51	⑤12:23	⑥17:01
穴沢寺前	6:32	8:32	10:52	12:24	17:02
柿ノ木	6:37	8:37	10:57	12:29	17:07
大白川駅	6:43	8:43	11:03	12:35	17:13
木工所	6:44	8:44	11:04	12:36	17:14
本村十字路	6:46	8:46	11:06	12:38	17:16
大雲沢ヒュッテ	6:49	8:49	11:09	12:41	17:19
大白川神社	6:51	8:51	11:11	12:43	17:21
山菜会館	6:52	8:52	11:12	12:44	17:22
本村十字路	6:53	8:53	11:13	12:45	17:23
木工所	6:55	8:55	11:15	12:47	17:25
末沢処理場入口前	6:57	8:57	11:17	12:49	17:27
末沢三叉路	6:59	8:59	11:19	12:51	17:29
大白川駅	7:00	9:00	11:20	12:52	17:30
柿ノ木	7:06	9:06	11:26	12:58	17:36
穴沢寺前	7:11	9:11	11:31	13:03	17:41
穴沢バス停	④7:12	9:12	11:32	13:04	17:42
農協前	-	9:13	11:34	13:05	-
保健センター前	-	9:14	-	-	-
あぶるま建設	-	-	11:35	13:06	-
寿和温泉	-	-	11:37	13:07	-
入広瀬駅	-	-	-	13:09	-
鏡ヶ池	-	9:17	11:41	-	-
入広瀬庁舎	-	9:20	11:44	13:11	17:43

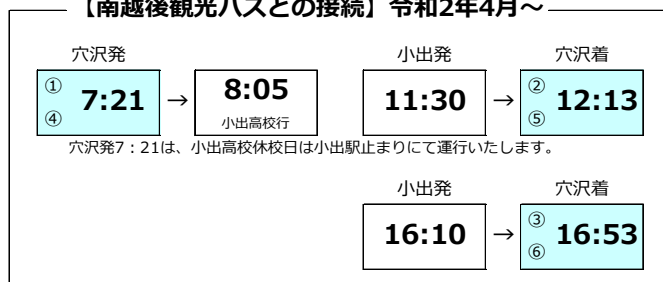
【大栃山・穴沢 方面】

停留所	3便	4便	6便
入広瀬庁舎	10:15	11:45	14:10
農協前	10:16	11:46	14:11
保健センター前	10:17	11:47	14:12
スポーツセンター	10:19	11:49	14:14
寿和温泉	-	-	14:16
入広瀬駅	10:21	11:51	14:18
大島晃宅前	10:22	11:52	14:19
須田宅前	10:23	11:53	14:20
大栃山入口(やまけ)	10:24	11:54	14:21
北新工機前	10:25	11:55	14:22
鏡ヶ池	10:26	11:56	14:23
黒又入口(消防小屋前)	10:27	11:57	14:24
井口建設工業	10:28	11:58	14:25
志田英人宅前	10:29	11:59	14:26
穴沢神社前	10:30	12:00	14:27
清水住宅	10:30	12:00	14:27
穴沢ふれあい館	10:31	12:01	14:28
地藏様前	10:32	12:02	14:29
原集会所	10:33	12:03	14:30
中手原住宅	10:34	12:04	14:31
入広瀬庁舎	10:36	12:06	14:33
農協前	10:37	12:07	14:34
保健センター前	10:38	-	-
寿和温泉	-	12:10	14:37
入広瀬庁舎	10:40	-	-

【※1 便は、電話予約があった場合のみ運行します】

予約は、入広瀬庁舎 2 階 796-2030 まで
(月～金 9:00-16:00 土日、祝祭日は除く)

【南越後観光バスとの接続】 令和2年4月～

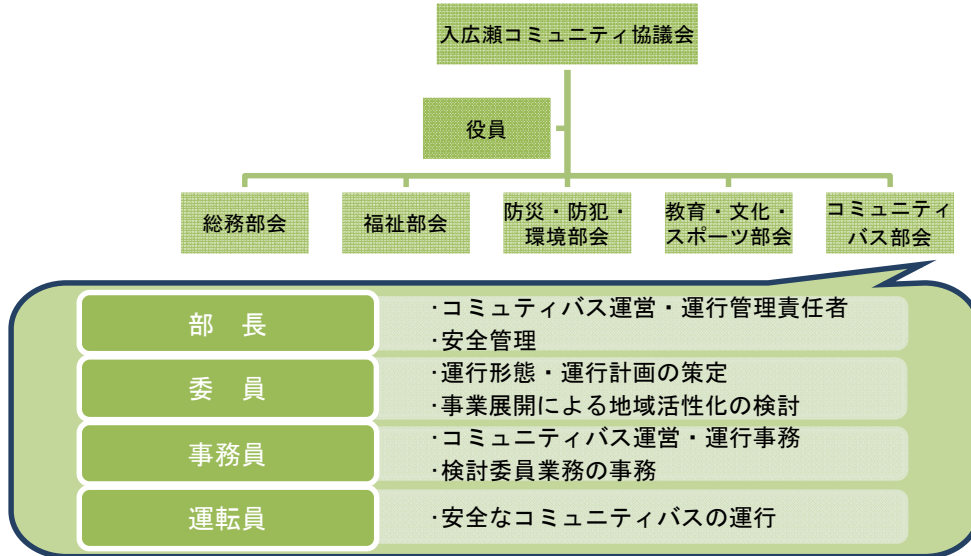


- 1) 定時、3路線(上方方面、大栃山・穴沢方面、大白川方面)で運行します。
- 2) 停留所でお待ちいただくか、自宅付近の運行経路上でお待ちください。
- 3) ★1～5便は、増台したコミバス(トヨタ VOXY)が走ります。
- 4) 「乗り合いタクシー」の運行はありません。

3. 組織体制

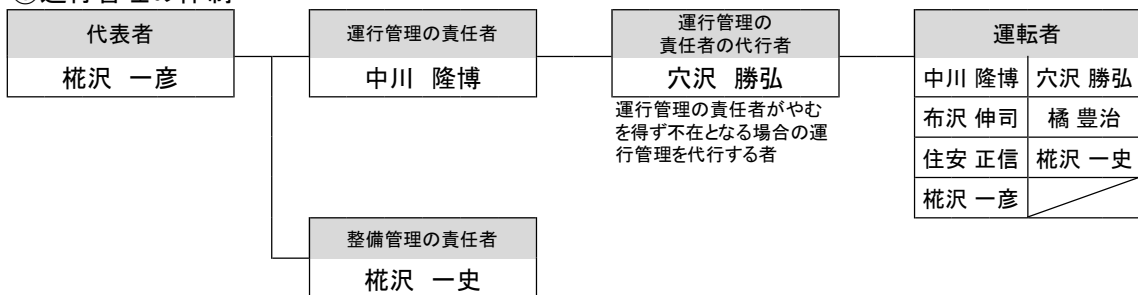
(1) 入広瀬コミュニティ協議会

コミュニティバスは、入広瀬コミュニティ協議会が運行主体となり、魚沼市から補助金を受け安全性・安定性を確保しながら運行する。なお、地域内の力（運転手等の地域雇用）を活用するとともに、地域に密着した運営を目指す。

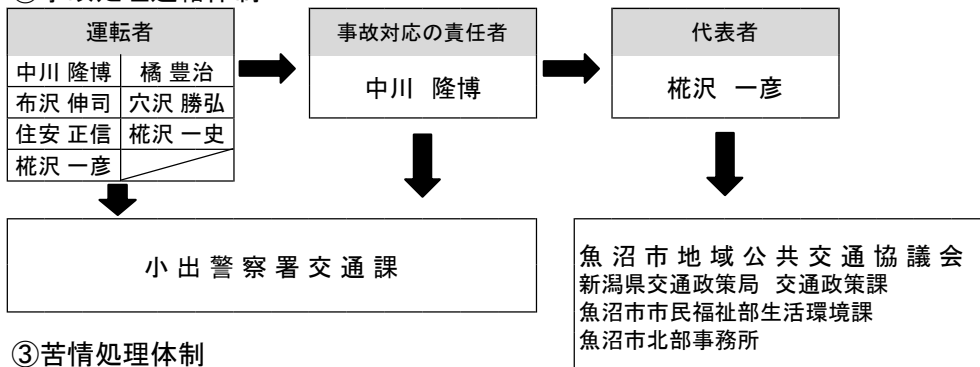


(2) コミバス運行管理・整備管理に係る指令系統

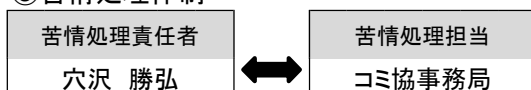
① 運行管理の体制



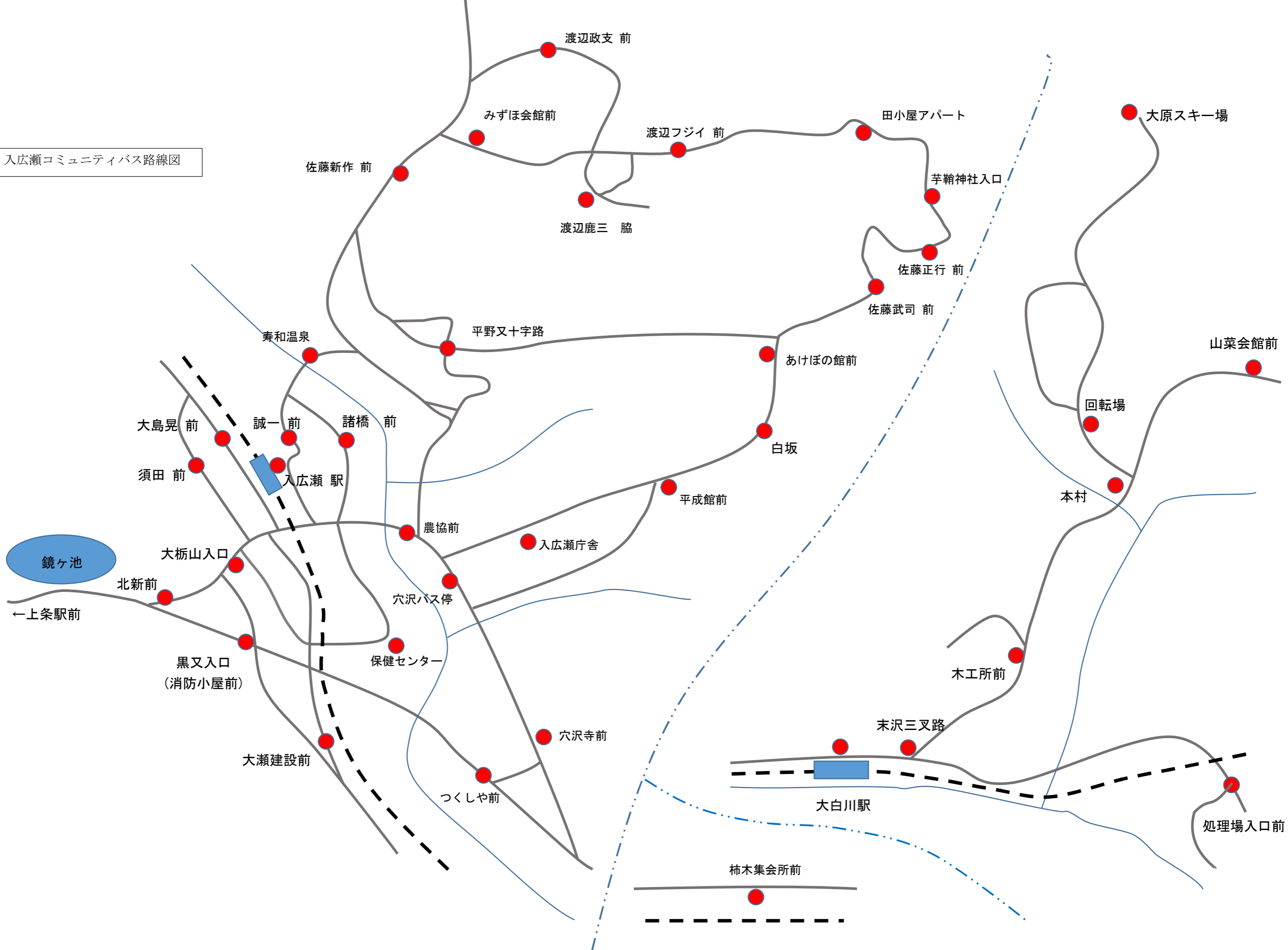
② 事故処理連絡体制



③ 苦情処理体制



入広瀬コミュニティバス路線図



1 協議会の開催

年月日	事業の概要	内 容
6月29日	第29回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度事業報告及び決算について 生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統関係）について ①魚沼市地域公共交通計画（仮称）策定について 計画策定調査事業等の確認
8月28日	第30回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ②魚沼市地域公共交通計画策定について 現況と課題の整理、アンケート結果速報等
10月12日	第31回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ③魚沼市地域公共交通計画策定について 現況と課題の整理、計画（素案）の骨子等協議
12月14日	第32回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ④魚沼市地域公共交通計画策定について 計画（素案）協議
1月13日	第33回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について（書面協議）
2月22日	第34回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度事業計画及び予算について 令和3年度乗合タクシー時刻表改正等について ⑤魚沼市地域公共交通計画（案）について パブコメ結果、計画（案）最終協議

2 計画に基づく事業

事業の名称	事業の概要	実行主体
運行ルート、時刻表検討	<ul style="list-style-type: none"> 運行路線の見直し（新庁舎等） 運行ルートの検討（赤土線等） 時刻表の検討 	魚沼市地域公共交通協議会 魚沼市 【網形成計画施策1、2、3、6】
高齢者の自動車運転から公共交通への転換促進	<ul style="list-style-type: none"> 自動車運転免許証自主返納者優遇 「共通回数券」 乗合タクシー回数券印刷 乗合タクシー利用促進月間 	魚沼市地域公共交通協議会 魚沼市 民生児童委員、集落支援員 【網形成計画施策4】
公共交通サービスに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 乗合タクシー時刻表の作成及び全戸配布、市HPでの公開 車両に貼るマグネット表示、停留所の表示を更新 市内イベントや他団体等との連携強化、PR 	魚沼市地域公共交通協議会 魚沼市 【網形成計画施策5】
高速バス利用環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> 冬期間の駐車場確保 その他運行事業者支援 	魚沼市 【網形成計画施策7、8】
公共交通について議論する場の形成	<ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ等での制度説明等 	魚沼市地域公共交通協議会 魚沼市 【網形成計画施策10】

令和2年度 魚沼市地域公共交通協議会決算書

○歳入

単位：円

款	項	目	本年度決算額	本年度予算額	比較	内 訳
1	負担金	1 負担金	7,456,574	8,489,000	-1,032,426	・魚沼市負担金
2	補助金	1 国庫補助金	1,685,000	1,550,000	135,000	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業(計画策定事業))
3	諸収入	1 雑入	44	1,000	-956	・預金利息等
歳入合計			9,141,618	10,040,000	-898,382	

○歳出

単位：円

款	項	目	本年度決算額	本年度予算額	比較	内 訳		
1	運営費	1 会議費	188,000	226,000	-38,000	・アドバイザー謝金 (1回10,000円×7回) 相談等含む 70,000 ・委員報償金(委員25人うち支払対象) (@2,000×59人回) 118,000 (協議会6回開催(内書面1回))		
		2 事務費	5,423	5,000	423	・事務用消耗品代 3,553 ・振込・送金手数料 1,870		
2	事業費	1 事業費	8,948,195	9,809,000	-860,805	・時刻表印刷代(全戸配布及び地域版) 519,200 ・乗合タクシー回数券印刷代 53,900 ・乗車促進啓発物代 192,500 ・免返共通回数券印刷代 68,750 ・免返乗車促進啓発物印刷代 167,200 ・免許返納優遇措置にかかる回数券精算 (タクシー事業者等へ) 1,869,500 ・時刻表等折込代 68,000 ・停留所看板製作(25基) 1,016,950 ・マグネットシート製作 107,855 ・魚沼市地域公共交通計画策定調査事業 計画策定調査業務委託 (4,431,900) 計画書印刷代 (418,000) アンケート発送郵便代(300通) (34,440)		
		歳出合計			9,141,618	10,040,000	-898,382	

魚沼市地域公共交通協議会

会長 内田 幹 夫

魚沼市地域公共交通協議会

会長 内 田 幹 夫 様

会 計 監 査 報 告 書

令和2年度魚沼市地域公共交通協議会収支決算について、監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査実施日等

実 施 日 令和3年6月14日

実施場所 魚沼市役所 本庁舎

2. 監査資料

魚沼市地域公共交通協議会決算書

帳簿類（予算差引簿、収入伝票、支出伝票）

預金通帳、その他関係書類

3. 監査結果

関係諸帳簿及び証拠書類によって監査した結果、出納及び帳簿類は適正であり、現金及び預金は相違ないと認める。

令和3年6月28日

監 査 員 波 方 稔 

監 査 員 星 政 晴 

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

魚公共第 号
令和 3 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	魚沼市地域公共交通協議会
住 所	新潟県魚沼市小出島 9 1 0 番地
代表者氏名	会 長 内 田 幹 夫

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画（案）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

令和3年6月28日
（名称） 魚沼市地域公共交通協議会
（代表者名） 会長 内田 幹夫

生活交通確保維持改善計画の名称

魚沼市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和4年度～令和6年度）

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

魚沼市においては、長岡市へと通じるJR上越線と、市の北部地域（守門・入広瀬地域）を結ぶJR只見線の小出駅を交通結節点にしたバス路線系統により、市街地と周辺の地域拠点が結ばれている。

また、市内に点在する生活圏と地域拠点等を結ぶとともに、路線バスを補完し少ない移動需要に対応する生活交通として、魚沼市乗合タクシーと小出まちなか循環線、入広瀬コミュニティバス（自家用有償旅客運送）が運行されており、それぞれの役割によって、魚沼市全域における地域公共交通網が形成されている。

町村合併によって市域が広域化した魚沼市においては、JR線・バス路線・タクシー等が市中心部である小出市街地への移動手段として、学生の通学や運転免許を持たない高齢者の通院や買い物など、自家用車を利用できない方々の重要な移動手段になっており、生活に必要不可欠な交通として機能している。

しかしながら、マイカーの普及と少子化により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、バス路線の廃止や縮小、事業者の収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

特に、少子高齢化の進展により人口に占める高齢者の割合が年々高まっているなか、高齢に伴う健康上の理由により、バス路線利用や乗継が困難としている方々が増加しており、小出市街地へのアクセス向上が重要な課題となっているため、市街地周辺地域においては、ドアツードアの乗合タクシーの市街地直通運行や見直しによって利便性向上に努めてきた。

乗合タクシーを唯一の移動手段としてくらしをたてる高齢者世帯にとって、乗合タクシーの存続が、健康な生活を営むうえで大きな影響を与えることから、持続可能な地域公共交通網の構築が必要となっている。

このため、JR線や広域的・幹線的なバス路線系統との接続などにより、利便性が高く、効果的で効率的な地域内フィーダー系統として運行している魚沼市乗合タクシーを確保・維持することを目的に、地域公共交通確保維持事業により、住民が生活交通を利用することによって安心して暮らせると実感できる地域社会を構築するため、地域公共交通網を持続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

過去2か年の輸送人員実績数（平均値）は、全体で約21,900人であり、利用者数の増加や利用拡大のための施策を推進する。

目標値については、別紙1のとおり、運行系統別に設定し、100%以上を維持することを目標とする。

(2) 事業の効果

魚沼市乗合タクシーを市内各地域で運行することにより、高齢者等の日常生活に不可欠な通院や買い物等に係る移動手段を確保することができる。また、JR線や広域的・幹線的なバス路線系統と連携することで、中心市街地への効果的な生活公共交通としての運行形態が実現できる。

さらには、外出機会の創出や、活発に人々が行き来することで外需が生まれ、高齢者の健康維持が地域の活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○広報宣伝

- ・乗合タクシーのルートや乗り方が分かる時刻表の作成
市内全戸配布、地域版の配布
- ・市内イベント等への参加

○ダイヤ等調整

- ・路線バス、JRとの乗継ダイヤ改正
- ・路線の見直し
(魚沼市地域公共交通計画 P55～73 参照)

上記取組について、事業者と自治体が連携を図りながら、魚沼市公共交通協議会が実施主体となる。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

○運行系統の概要

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

○予定している時刻表・路線図

- ・別紙添付

○運行予定者の決定流れ

- ・それぞれの事業者に、公共交通の運行方針を説明し、賛同する事業者に決定した。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

魚沼市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・(株)小出タクシー
- ・奥只見タクシー(株)
- ・ひかり交通(株)
- ・観光タクシー(株) (魚沼市内タクシー事業者 4社)

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付 ・ 市全域が「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の適用される要件に該当する過疎地域である。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
該当なし	
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
平成 30 年 6 月 28 日 (第 22 回)	平成 30 年度事業計画について
平成 31 年 1 月 11 日 (第 23 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
平成 31 年 2 月 28 日 (第 24 回)	平成 31 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和元 年 6 月 27 日 (第 25 回)	令和 2 年度事業計画について協議し合意
令和元 年 10 月 4 日 (第 26 回)	実証運行終了後の本格運行について協議
令和 2 年 1 月 9 日 (第 27 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 2 年 3 月 15 日 (第 28 回)	令和 2 年度事業計画、ダイヤ改正等について、協議し合意
令和 2 年 6 月 29 日 (第 29 回)	令和 3 年度事業計画について協議し合意
令和 2 年 8 月 28 日 (第 30 回)	魚沼市地域公共交通計画策定について協議
令和 2 年 10 月 12 日 (第 31 回)	魚沼市地域公共交通計画策定について協議
令和 2 年 12 月 14 日 (第 32 回)	魚沼市地域公共交通計画策定について協議
令和 3 年 1 月 13 日 (第 33 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 3 年 2 月 22 日 (第 34 回)	令和 3 年度事業計画、ダイヤ改正等について、協議し合意
令和 3 年 6 月 28 日 (第 35 回)	令和 4 年度事業計画について協議し合意
21. 利用者等の意見の反映	
<p>小出地域循環乗合タクシーの逆回り便の要望があったため、全便のうち半分の便を平成 28 年 10 月から逆回りとした。平成 31 年 4 月からは、うおぬま眼科及び小出ショッピングセンター等を新たに停留所に加え、利便性を高めた。</p> <p>地元区長会との意見交換を行うとともに、地域課題の解決に向けた乗合タクシーの広報充実や利用促進の取り組みなど、地域と連携した取り組みを行っている。</p> <p>また、事業に係わる協議会には、各地域の住民代表者からも参画を得ている。</p>	

22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 新潟県魚沼地域振興局企画振興部地域振興課
関係市区町村	魚沼市市民福祉部生活環境課 魚沼市産業経済部建設課 魚沼市福祉課市民福祉部介護福祉課
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道(株) 南越後観光バス(株) 魚沼市タクシー協会 ひかり交通(株) 入広瀬コミュニティ協議会 国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所 新潟県小出警察署
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	長岡工業高等専門学校教授 県立小出高等学校長 地域公共交通の利用者代表（市内6地区） 魚沼市老人クラブ連合会 魚沼市地域自立支援協議会 日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 魚沼市小出島 910 番地

(所 属) 市民福祉部 生活環境課 交通対策係

(氏 名) 関 祐樹

(電 話) 025-792-9766

(e-mail) kankyo@city.uonuma.lg.jp

魚沼市乗合タクシー運行計画

運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			過去2か年の利用者数 (実績)			年間利用者の目標値(人)		
		起点	経由地	終点	H31.4.1～ R2.3.31	R2.4.1～ R3.3.31	平均	令和4年度	令和5年度	令和6年度
奥只見タクシー(株)	(1) 小出まちなか循環線(順回り)	小出駅前	小出	小出駅前	1,211人	1,263人	1,240人	1,240人	1,240人	1,240人
	(2) 小出まちなか循環線(逆回り)	小出駅前	小出	小出駅前	1,017人	1,102人	1,060人	1,060人	1,060人	1,060人
株小出タクシー	(3) 小出地域乗合タクシー		小出		8,245人	8,277人	8,260人	8,260人	8,260人	8,260人
	(4) 湯之谷地域乗合タクシー		湯之谷		366人	377人	370人	370人	370人	370人
	(5) 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー		清本・長松		447人	467人	460人	460人	460人	460人
	(6) 三ツ又乗合タクシー		池平・中家		835人	656人	750人	750人	750人	750人
ひかり交通(株)	(7) 上稲倉・魚野地乗合タクシー		堀之内		4,068人	3,174人	3,620人	3,620人	3,620人	3,620人
	(8) 新道島乗合タクシー		堀之内		1,014人	1,026人	1,020人	1,020人	1,020人	1,020人
奥只見タクシー(株)	(9) 滝之又乗合タクシー		広神(西)		1,439人	1,138人	1,290人	1,290人	1,290人	1,290人
	(10) 水沢・越又・泉沢乗合タクシー		広神(西)		948人	919人	930人	930人	930人	930人
観光タクシー(株)	(11) 赤土乗合タクシー		守門		27人	17人	20人	20人	20人	20人
	(12) 福山新田乗合タクシー		守門		1,219人	1,259人	1,240人	1,240人	1,240人	1,240人
	(13) 高倉乗合タクシー		守門		1,587人	1,501人	1,540人	1,540人	1,540人	1,540人
	(14) 赤土・小出乗合タクシー		守門		70人	124人	100人	100人	100人	100人

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
魚沼市	奥只見タクシー(株)	(1) 小出まちなか循環線(順回り)	小出駅前	小出	小出駅前	往 6.0 km 循環	243日	1,215回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
		(2) 小出まちなか循環線(逆回り)	小出駅前	小出	小出駅前	往 6.0 km 循環	243日	1,215回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
	(株)小出タクシー	(3) 小出地域乗合タクシー		小出		往 km 復 km	243日	4,860回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
		(4) 湯之谷地域乗合タクシー		湯之谷		往 km 復 km	243日	486回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
		(5) 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー		清本・長松		往 km 復 km	119日	595回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
		(6) 三ツ又乗合タクシー		池平・中家		往 km 復 km	124日	868回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
	ひかり交通(株)	(7) 上稲倉・魚野地乗合タクシー		堀之内		往 km 復 km	345日	2,109回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
		(8) 新道島乗合タクシー		堀之内		往 km 復 km	243日	972回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
	奥只見タクシー(株)	(9) 滝之又乗合タクシー		広神(西)		往 km 復 km	119日	714回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
		(10) 水沢・越又・泉沢乗合タクシー		広神(西)		往 km 復 km	124日	744回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
	観光タクシー(株)	(11) 赤土乗合タクシー		守門		往 km 復 km	47日	94回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR只見線 越後須原駅に接続	③
		(12) 福山新田乗合タクシー		守門		往 km 復 km	243日	1,458回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR只見線 越後須原駅に接続	③
		(13) 高倉乗合タクシー		守門		往 km 復 km	243日	1,458回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR只見線 越後上条駅に接続	③
		(14) 赤土・小出乗合タクシー		守門		往 km 復 km	97日	194回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	魚沼市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
	魚沼市(全域)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
魚沼市地域公共交通網形成計画	平成28年3月28日	平成29年度
魚沼市地域公共交通計画	令和3年3月2日	

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

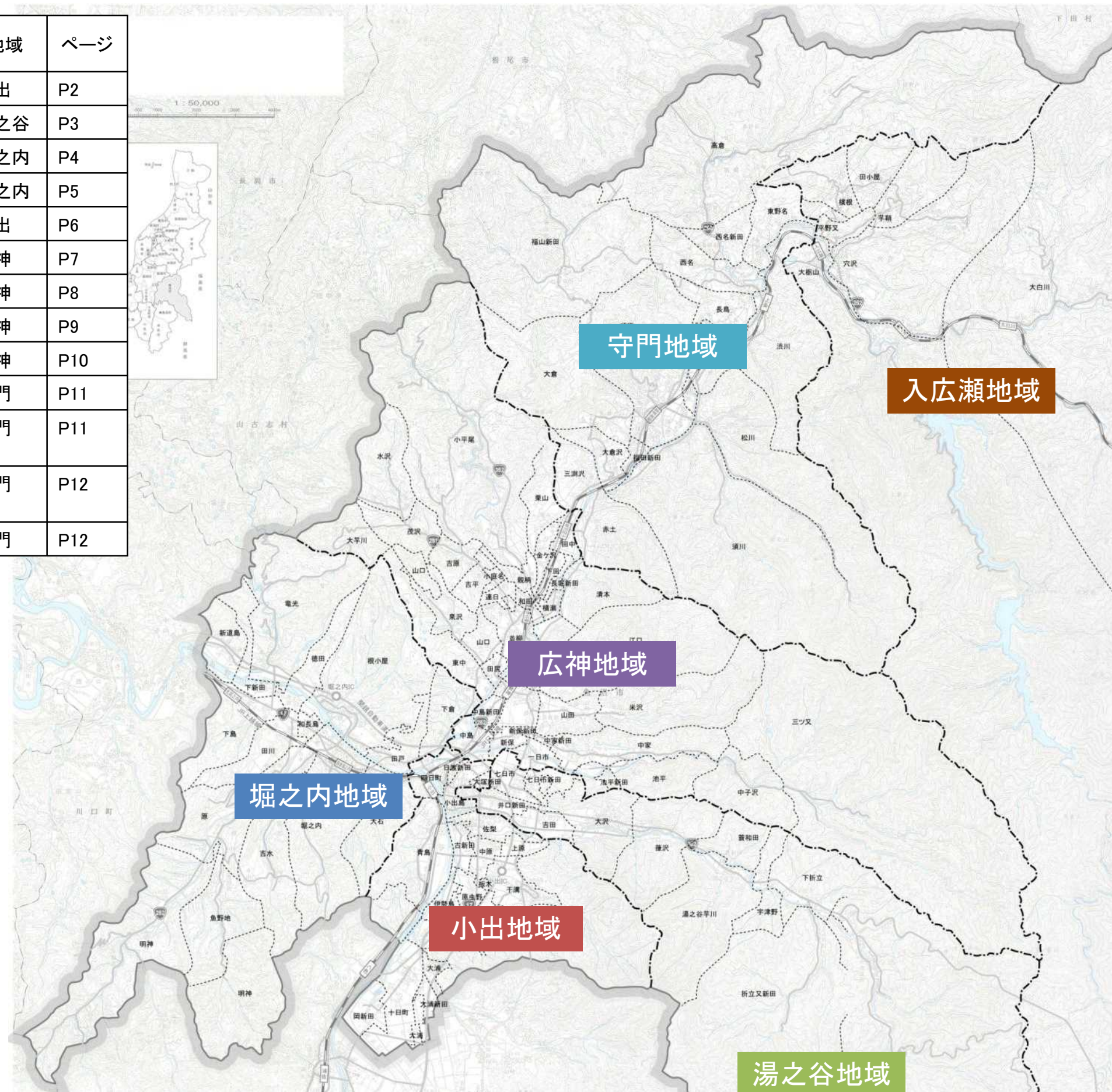
1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

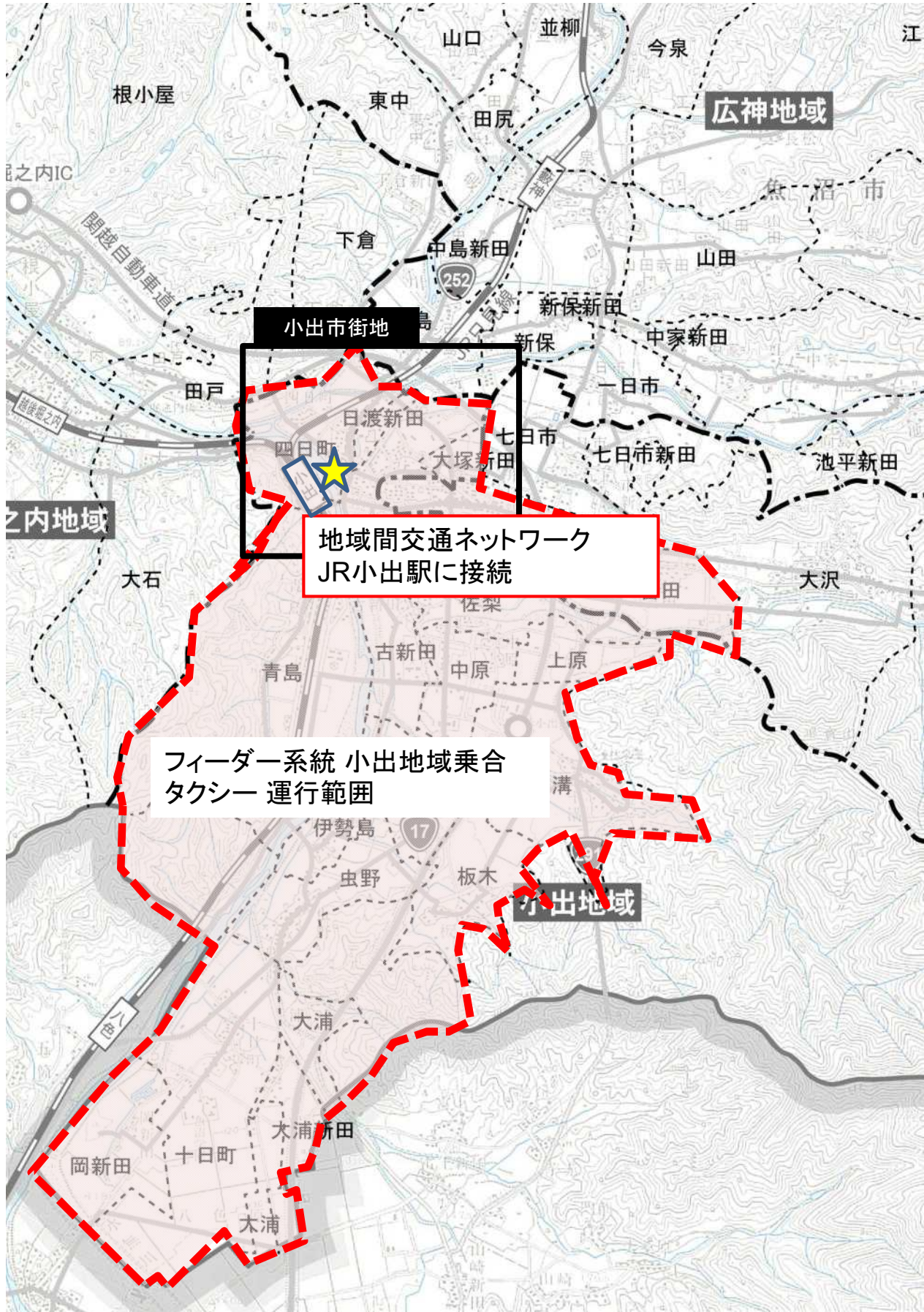
令和4年度

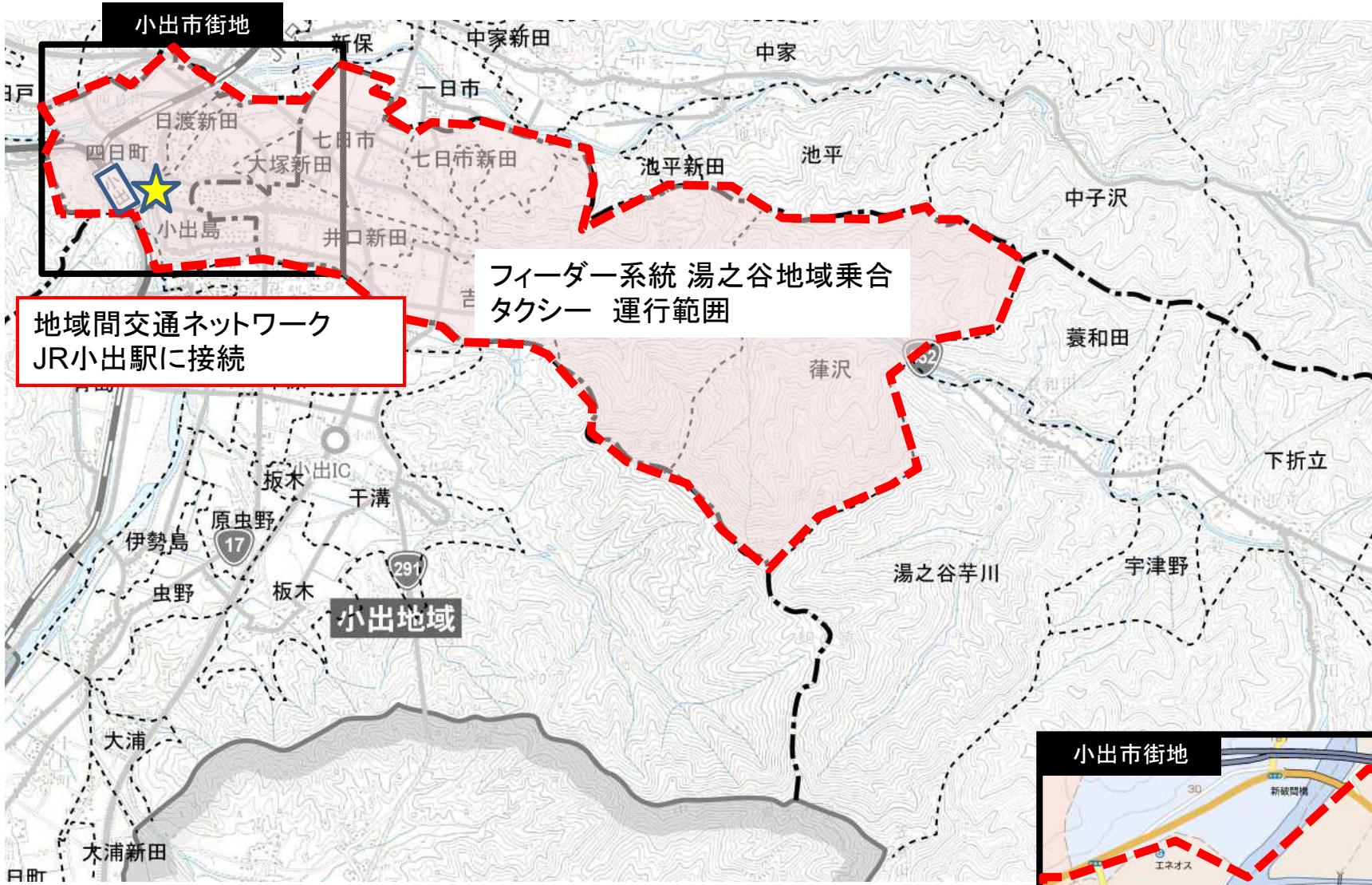
魚沼市乗合タクシー路線図

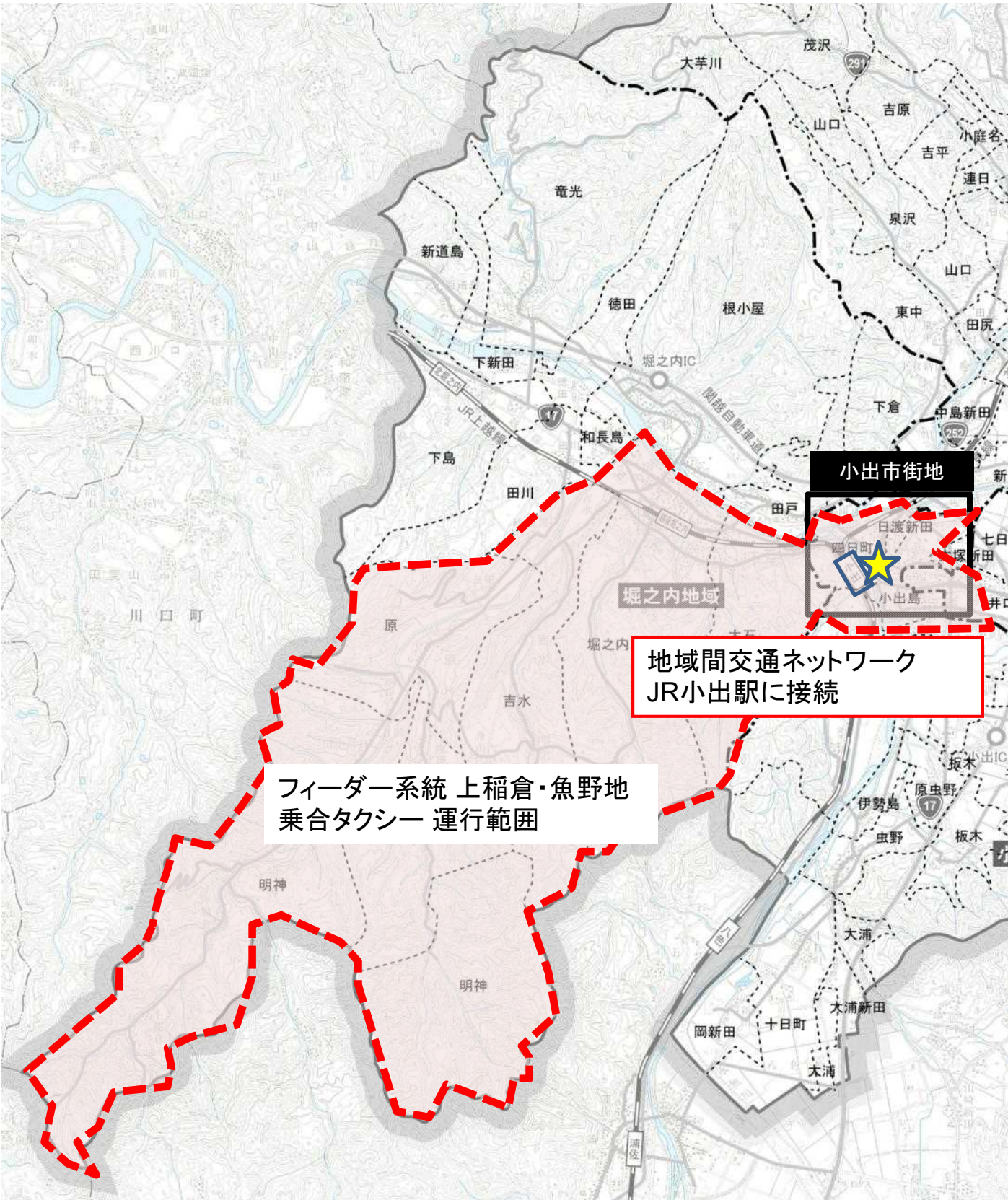
路線名と目次

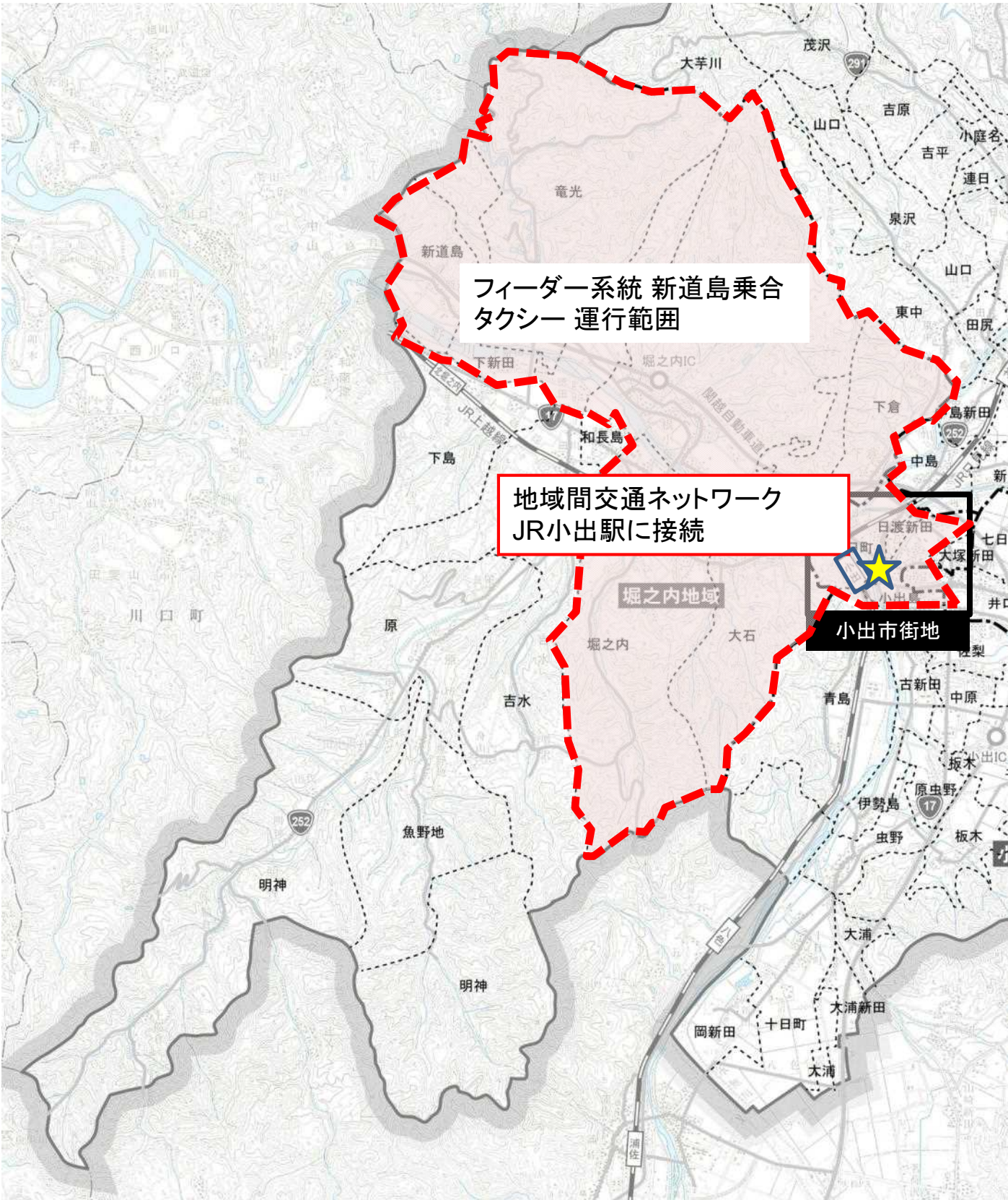
路線番号	路線名	地域	ページ
1	小出地域乗合タクシー	小出	P2
2	湯之谷地域乗合タクシー	湯之谷	P3
3	上稲倉・魚野地乗合タクシー	堀之内	P4
4	新道島乗合タクシー	堀之内	P5
5	小出まちなか循環線	小出	P6
6	滝之又乗合タクシー	広神	P7
7	水沢・越又・泉沢乗合タクシー	広神	P8
8	田中・清本・長松・米沢乗合タクシー	広神	P9
9	三ツ又乗合タクシー	広神	P10
10	高倉乗合タクシー	守門	P11
11	福山新田乗合タクシー 「福山新田～須原線」	守門	P11
12	赤土乗合タクシー	守門	P12
13	赤土・小出乗合タクシー	守門	P12



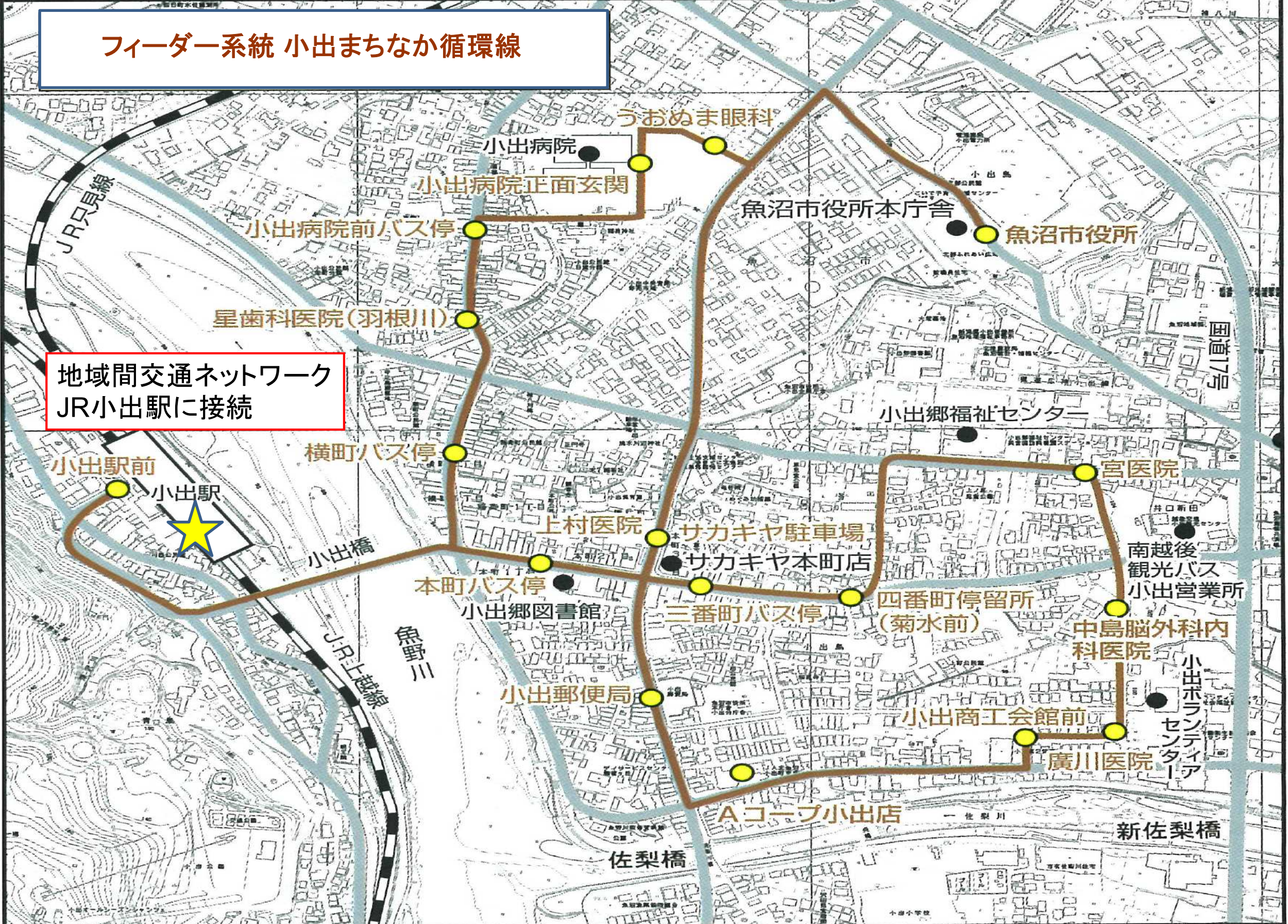


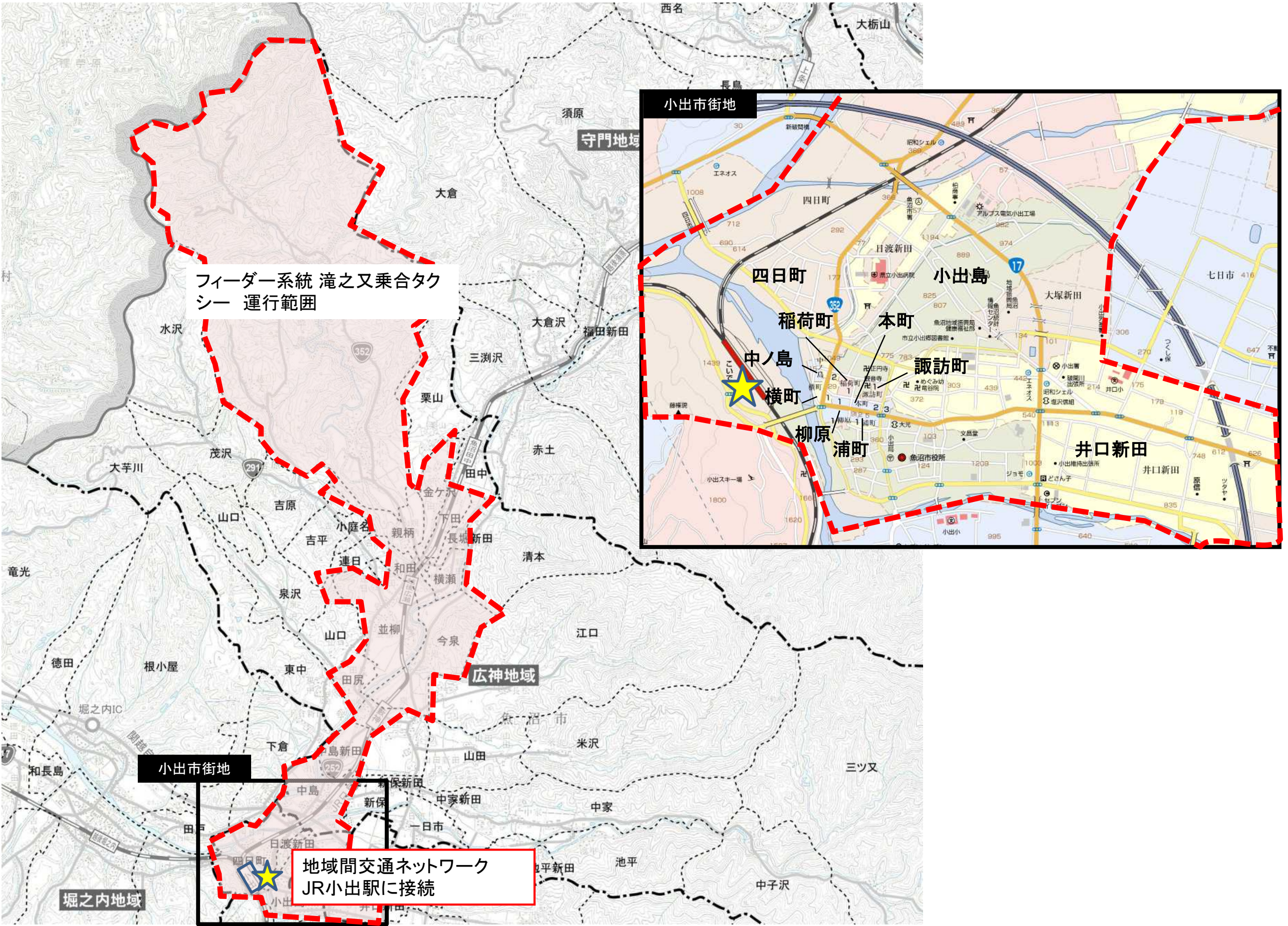


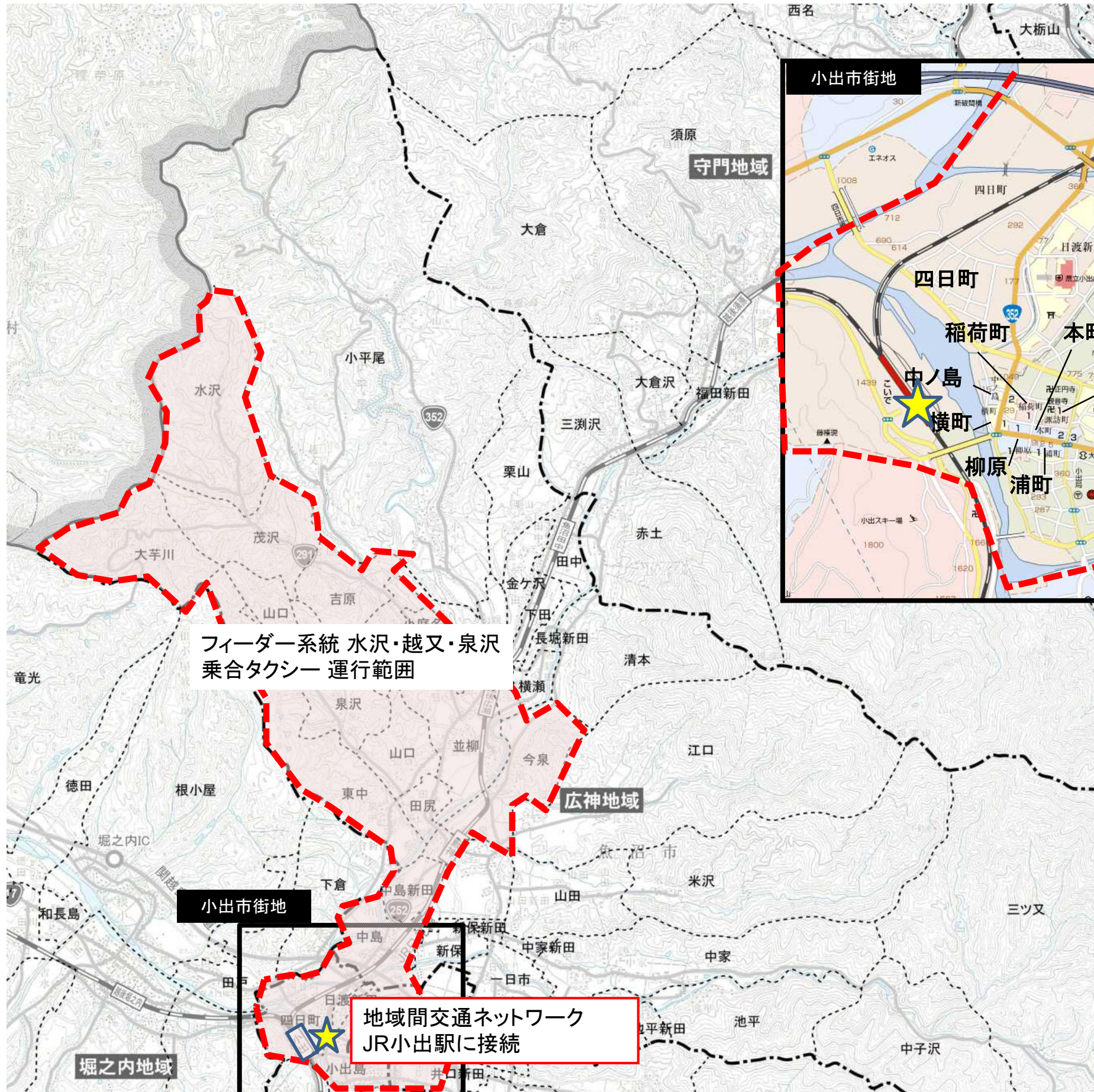


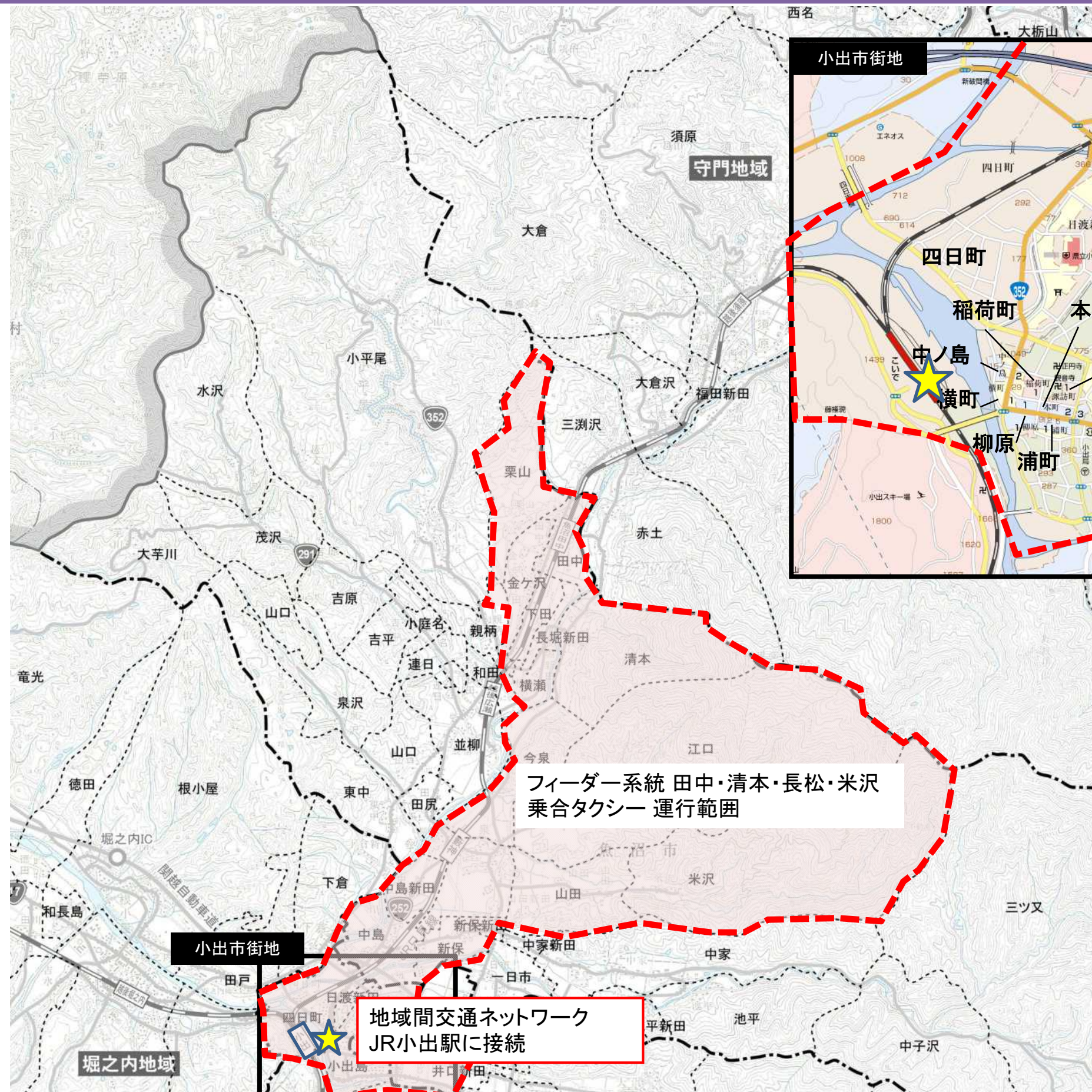


フィーダー系統 小出まちなか循環線









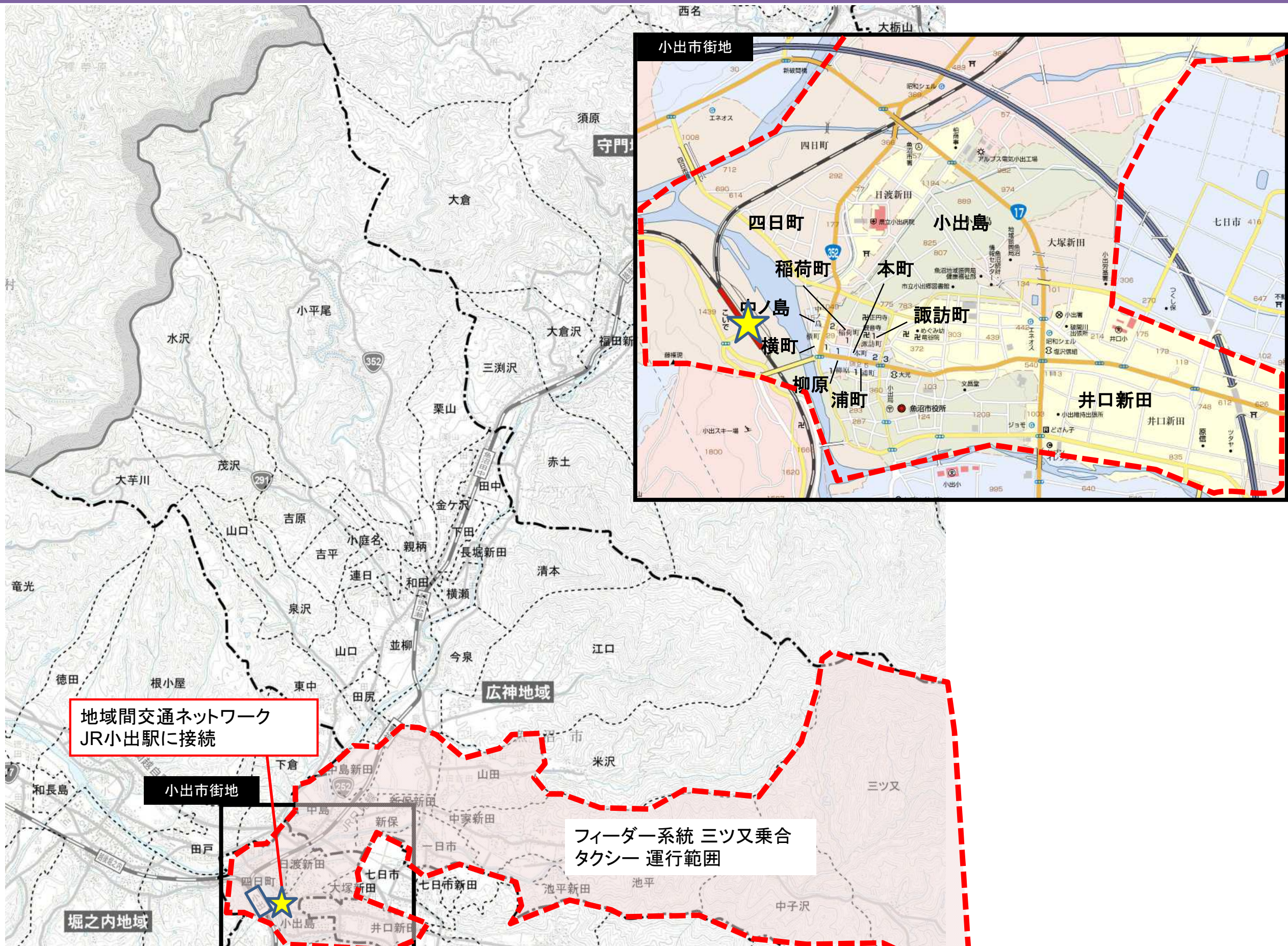
フィーダー系統 田中・清本・長松・米沢
乗合タクシー 運行範囲

地域間交通ネットワーク
JR小出駅に接続

小出市街地

堀之内地域

守門地域



地域間交通ネットワーク
JR小出駅に接続

小出市街地

フィーダー系統 ミツ又乗合
タクシー 運行範囲

堀之内地域

小出市街地

四日町

小出島

稲荷町

本町

諏訪町

中ノ島

横町

柳原

浦町

井口新田

井口新田

広神地域

西名

大板山

須原

守門

大倉

大倉沢

福田新

栗山

赤土

大芋川

茂沢

山口

吉原

小庭名

吉平

親柄

下田

長城新田

清本

竜光

根小屋

山口

並柳

今泉

江口

田原

沼市

米沢

三ツ又

和長島

下倉

中島新田

山田

沼市

米沢

山田

沼市

米沢

山田

沼市

米沢

山田

沼市

米沢

山田

沼市

米沢

山田

沼市

米沢

新保

一日市

中家新田

七日市

七日市新田

池平新田

池平

中子沢

七日市

七日市新田

池平新田

池平

中子沢

七日市

七日市新田

池平新田

池平

日渡新田

七日市

大塚新田

七日市新田

池平新田

池平

中子沢

七日市

七日市新田

池平新田

池平

中子沢

七日市

七日市新田

池平新田

池平

中子沢

七日市

七日市新田

小出島

井口新田

七日市

七日市新田

池平新田

池平

中子沢

七日市

七日市新田

池平新田

池平

中子沢

七日市

七日市新田

池平新田

池平

中子沢

七日市

七日市新田

小出島

井口新田

七日市

七日市新田

池平新田

池平

中子沢

七日市

七日市新田

池平新田

池平

中子沢

七日市

七日市新田

池平新田

池平

中子沢

七日市

七日市新田

小出島

井口新田

七日市

七日市新田

池平新田

池平

中子沢

七日市

七日市新田

池平新田

池平

中子沢

七日市

七日市新田

池平新田

池平

中子沢

七日市

七日市新田

